

令和5年度税制改正に関する経済産業省要望

【 概 要 】

令和4年8月

経済産業省

目 次

I. スタートアップ・エコシステムの抜本強化	2
II. カーボンニュートラルへの対応とイノベーション促進のための取組	10
III. 中小企業・小規模事業者の設備投資・経営基盤の強化と地域経済を牽引する企業の成長促進	29
IV. 企業活動のグローバル化に対応した事業環境の整備	46
V. 制度整備・改善	51
VI. 新設・延長・拡充	55
VII. 共同要望（他省庁主管）	59
VIII. 廃止・縮減	62

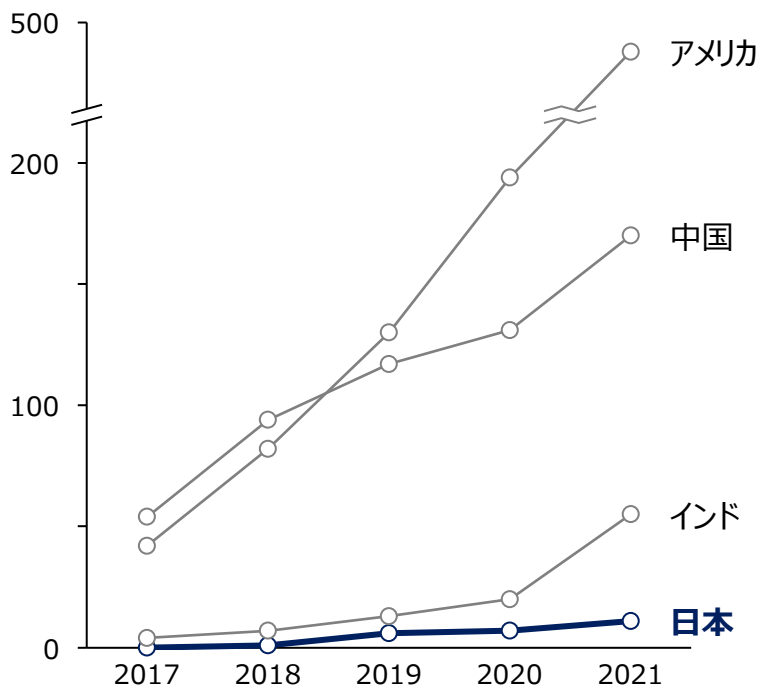
I . スタートアップ・エコシステムの抜本強化

- 我が国のスタートアップ・エコシステムの基盤は整いつつあるものの、世界との差は引き続き大きい。
- その背景として、人材、事業、資金量、流動性の各面で課題があり、さらにそれぞれの課題が相互に絡み合い、好循環が生まれていない状況。
- スタートアップ・エコシステムの抜本強化のために、エコシステムの課題に対応した税制措置を検討する。

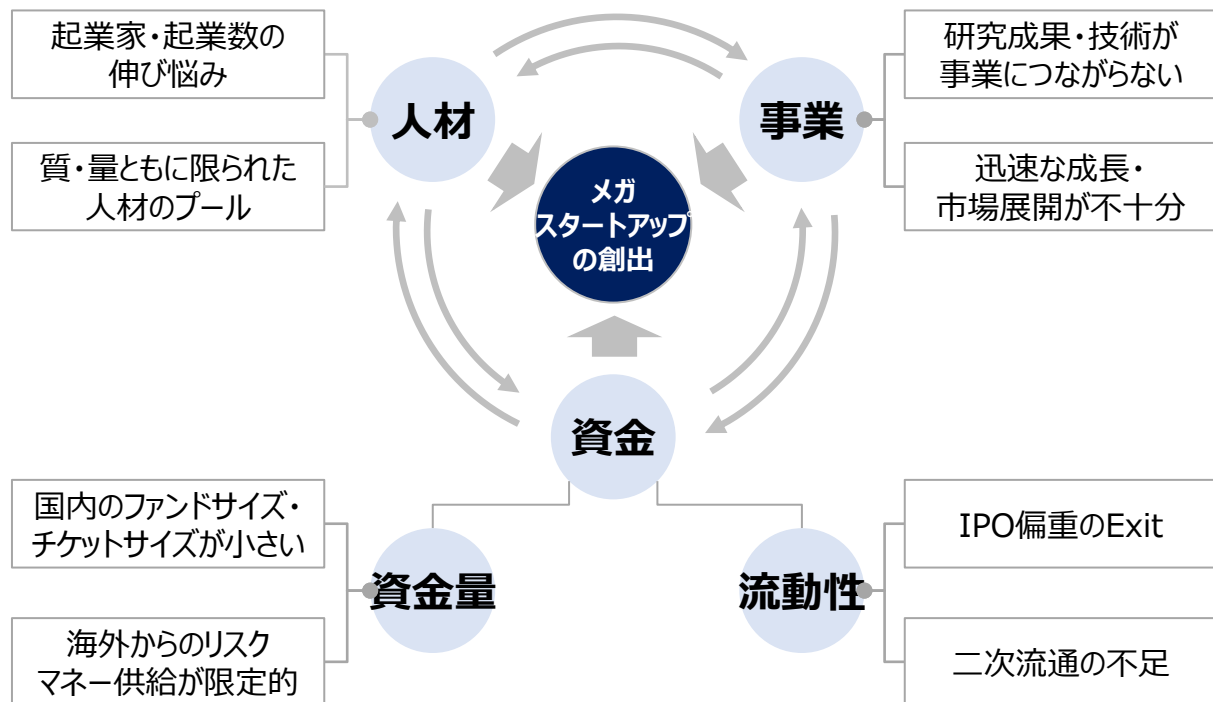
要望内容

我が国のスタートアップ・エコシステムの課題（人材、事業、資金量、出口戦略）に対応した所要の措置を講じる。

各国のユニコーン企業数の推移*1



我が国のスタートアップエコシステムの課題



*1: 2021年12月時点でユニコーンではない企業は積算されていない。
出所: CB Insights「The Complete List Of Unicorn Companies」、STARTUP DB

我が国のスタートアップ・エコシステムの抜本強化のための 個人によるスタートアップ投資を促進する税制措置の検討 (所得税、個人住民税)

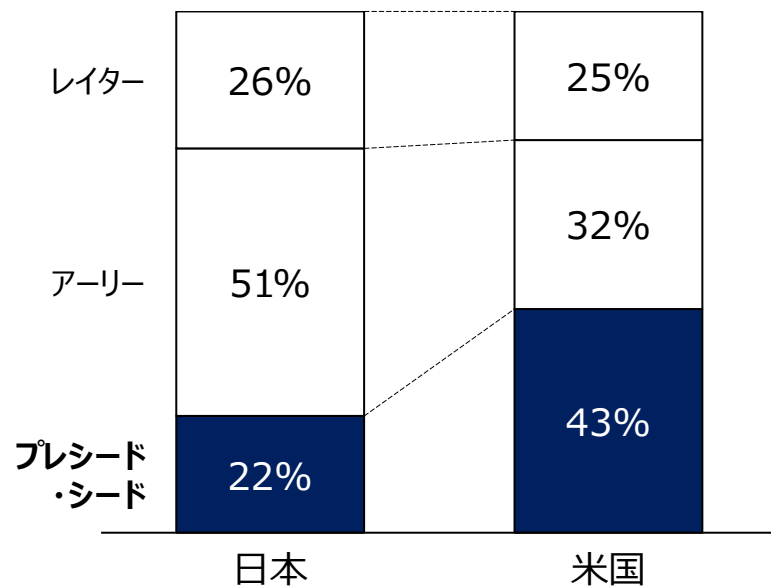
その他

- 米国の比較においては、プレシード・シード期のスタートアップへの投資割合が低く、エンジェル投資額も低調。
- 創業間もないスタートアップに必要なリスクマネーの供給に当たっては、個人からの投資が重要。
- 大きなリスクを取った出資者を支援する観点から、エンジェル税制についての必要な見直しも含め、個人のリスクマネーがスタートアップ・エコシステムに循環することを促す税制措置を検討する。

要望内容

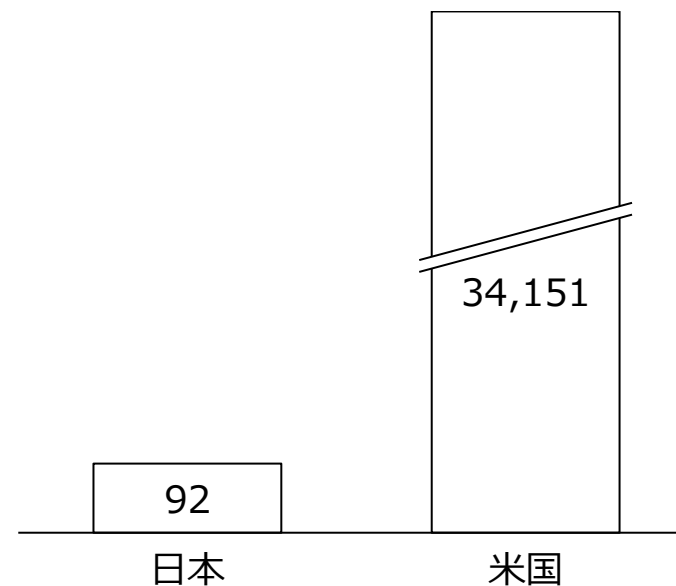
エンジェル税制についての必要な見直しも含め、個人のリスクマネーがスタートアップ・エコシステムに循環することを促す税制措置を検討

ラウンド別投資件数の割合 (2019)



エンジェル投資額 (2020)

単位：億円



特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例及び特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等（エンジェル税制）の拡充（所得税、個人住民税）

拡充

- 創業間もないスタートアップ企業にとって、資金調達は依然大きな課題。
- 令和2年度税制改正にてエンジェル税制を見直し、株式投資型クラウドファンディングにより株式を取得した場合も対象とするなど時代の変化に対応した制度とすることで一定の効果は見られたが、本税制の更なる利用を促す観点から、申請手続について所要の見直しを行う。

現行制度

【期限の定めなし】

個人がスタートアップ企業へ投資した際に所得税が軽減される税制

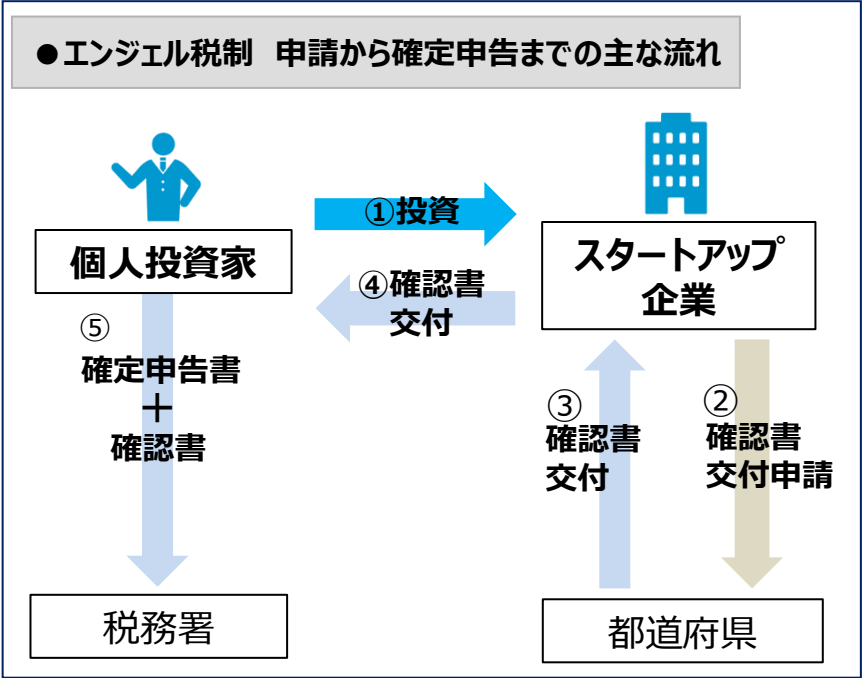
優遇措置A（所得控除）
(対象企業への投資額 - 2,000円)をその年の総所得金額から控除

優遇措置B（株式譲渡益控除）
対象企業への投資額全額をその年の他の株式譲渡益から控除

株式売却時の優遇措置
対象企業の株式売却損の通算（相殺）および3年間の繰越し

要望内容

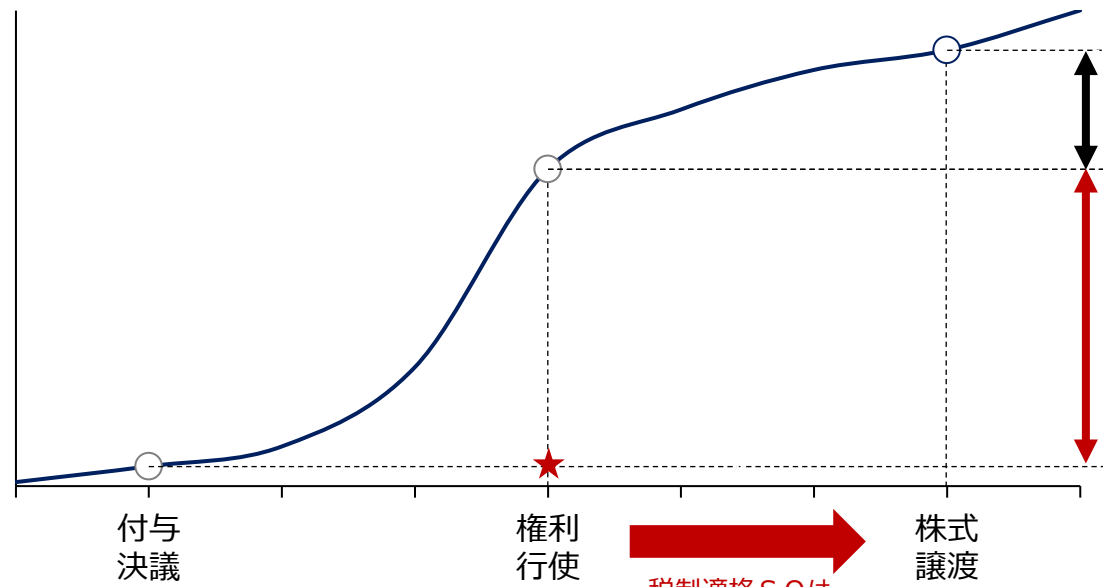
○創業後間もない企業の更なる成長を支援するため、個人によるスタートアップ投資を促進するエンジェル税制の申請手続について所要の見直しを行う。



- 税制適格ストックオプションは、権利行使時の取得株式の時価と権利行使価格との差額に対する**所得課税を株式売却時まで繰り延べ**、**株式売却時に売却価格と権利行使価格との差額を譲渡所得として課税**する制度。
- **スタートアップの従業員は権利行使時点では現金収入が十分でなく**、現金化前の権利行使時に課税をする場合、**納税のための資金が必要**であり、その結果、**権利行使で取得した株式の早期売却を強制されるおそれ**があるところ、**本税制によりストックオプションの利便性・魅力が向上し、スタートアップ企業の人材獲得に寄与**。
- 一方、現行の要件等が実態に即していないとの声もあることから、**利便性を向上させるべく必要な拡充を図る**。

現行制度 【期限の定めなし】

株価



通常
ストックオプション

税制適格
ストックオプション

- 権利行使時の経済的利益には課税せず譲渡時まで課税繰延
- 譲渡所得として課税

【主な要件】

- ① **権利行使期間:**
付与決議から2~10年
- ② **保管委託要件:**
権利行使後直ちに証券会社に保管の委託がされること
- ③ **年間権利行使総額:**
1200万円/年

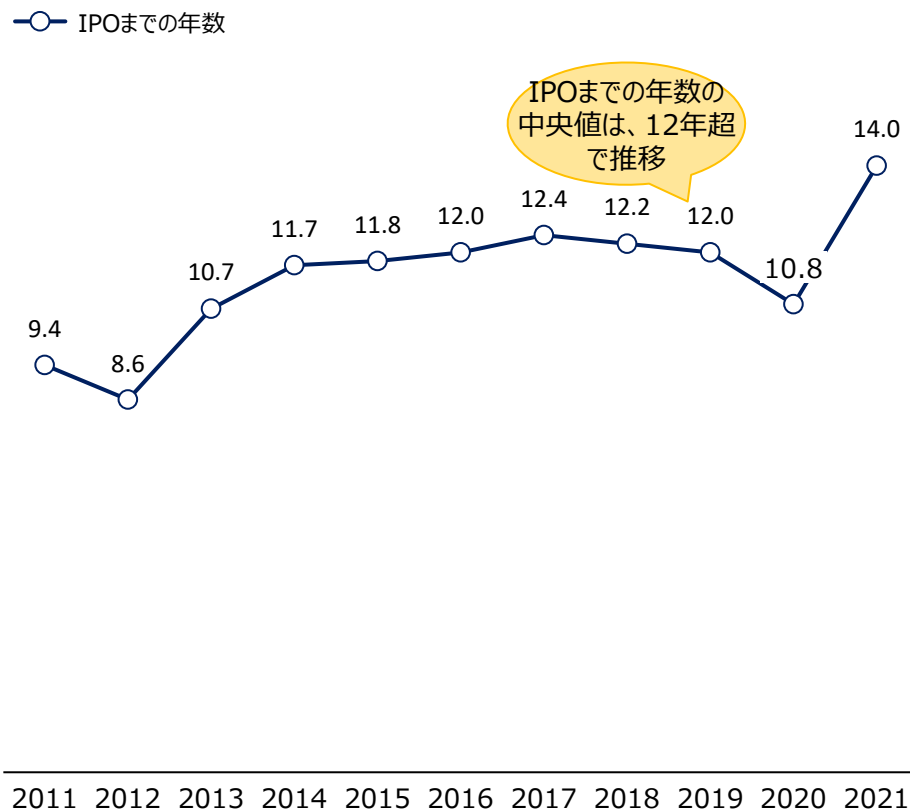
要望内容

ストックオプション税制の利便性を向上させるべく、権利行使期間の延長その他の所要の措置を講じる。

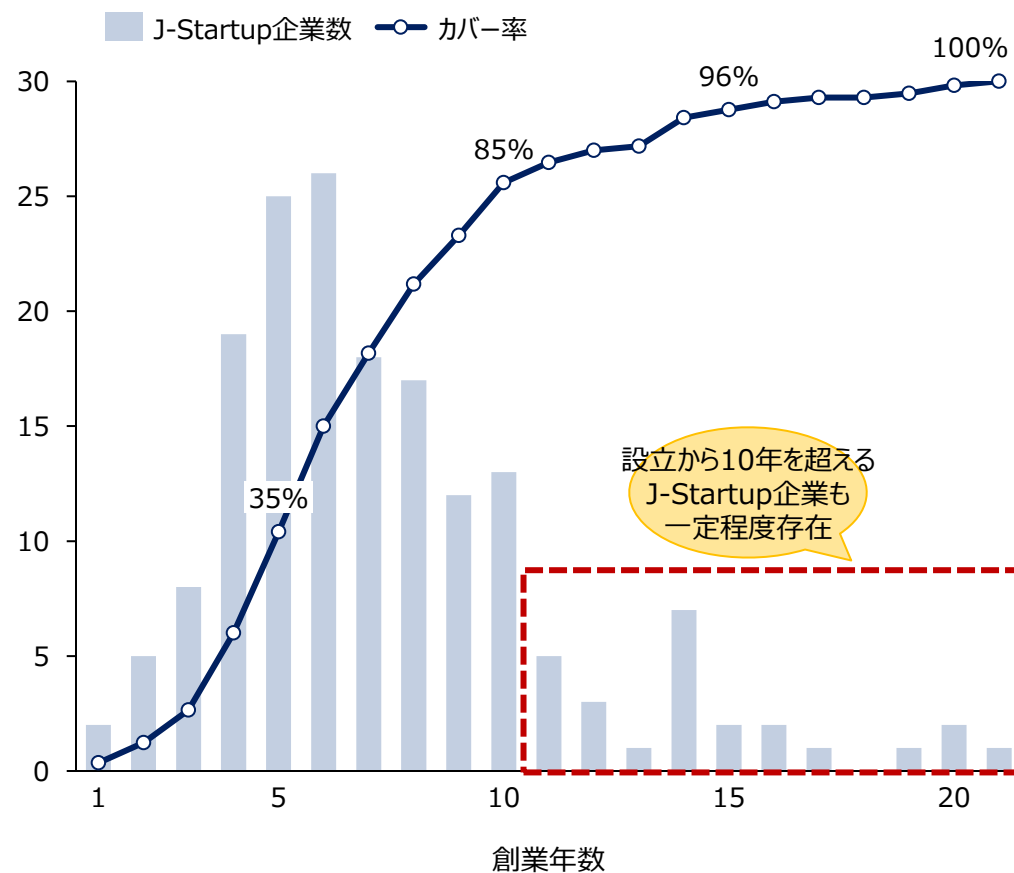
(参考) スタートアップ企業のIPOまでの年数

- スタートアップ企業の創業からIPOまでの年数の中央値は12年超で推移。直近では14年。
- テック系を中心に設立から10年を超える未上場のJ-Startup企業も一定程度存在。

スタートアップ企業のIPOまでの年数（中央値）の推移

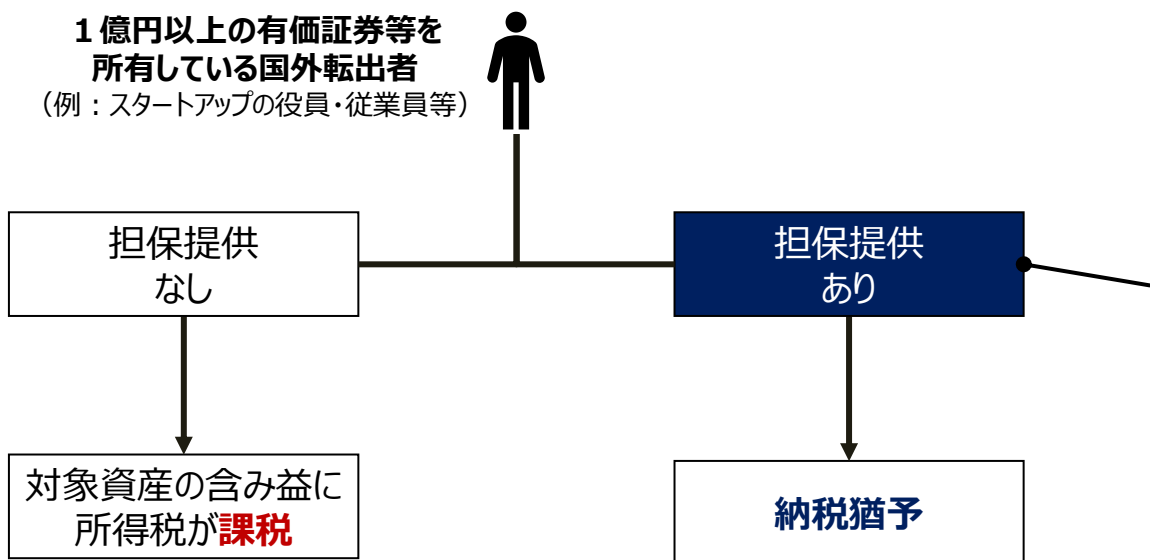


J-Startup企業（未上場）の創業年数別分布



- スタートアップが海外進出をする際、立上げ準備等の為に、役員・従業員等が海外に赴任するケースがあるが、スタートアップ株式を含む有価証券等を1億円以上所有する場合、国外転出時課税制度の対象となる。
- 担保提供による納税猶予制度も設けられているが、非上場株式の場合は株券による担保提供が必要であり、その手続・管理コストからスタートアップの海外進出の弊害となっているとの指摘がある。このため、本制度の利便性向上のために必要な措置を講ずる。

現行制度



- 国外転出時課税制度の対象となった 非上場株式を納税猶予の担保とすることが可能
- ただし、非上場株式の場合、株券による担保提供が必要となるこのため、以下の手続・管理コストが発生
 - ① 定款を変更し、株券発行会社に移行
 - ② 発行された株券の管理
 - ③ 上場する場合、株券不発行会社への再移行

要望内容

○非上場株式を担保とする場合の納税猶予手続について、株券によらない担保提供を可能とするため、必要な措置を講ずる。

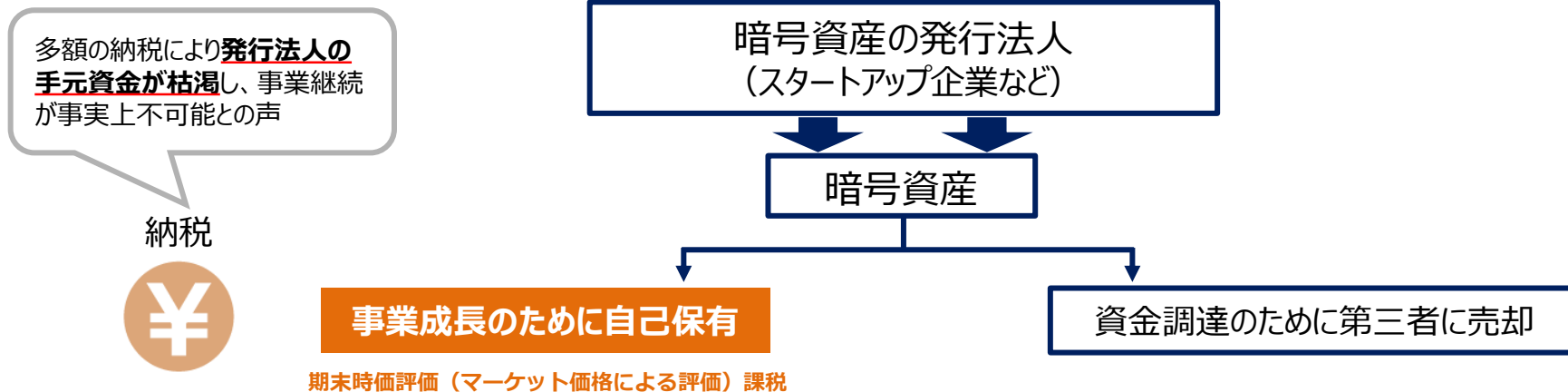
暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し (法人税、法人住民税、法人事業税)

[金融庁主担、経済産業省において共同要望]

新設

- **内国法人が有する暗号資産** (活発な市場が存在するもの) については、税務上、**期末に時価評価し、評価損益** (キャッシュフローを伴わない未実現の損益) は、**課税の対象**とされている。
- こうした取扱いは、キャッシュフローを伴う実現利益がない (= **担税力がない**) **中で、継続して保有される暗号資産についても課税を求めるもの**であり、国内において**ブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発を阻害**する要因として指摘されている。

現行制度



要望内容

- 自己発行・自己保有の暗号資産については、期末時価評価 (マーケット価格による評価) 課税の対象外とする。

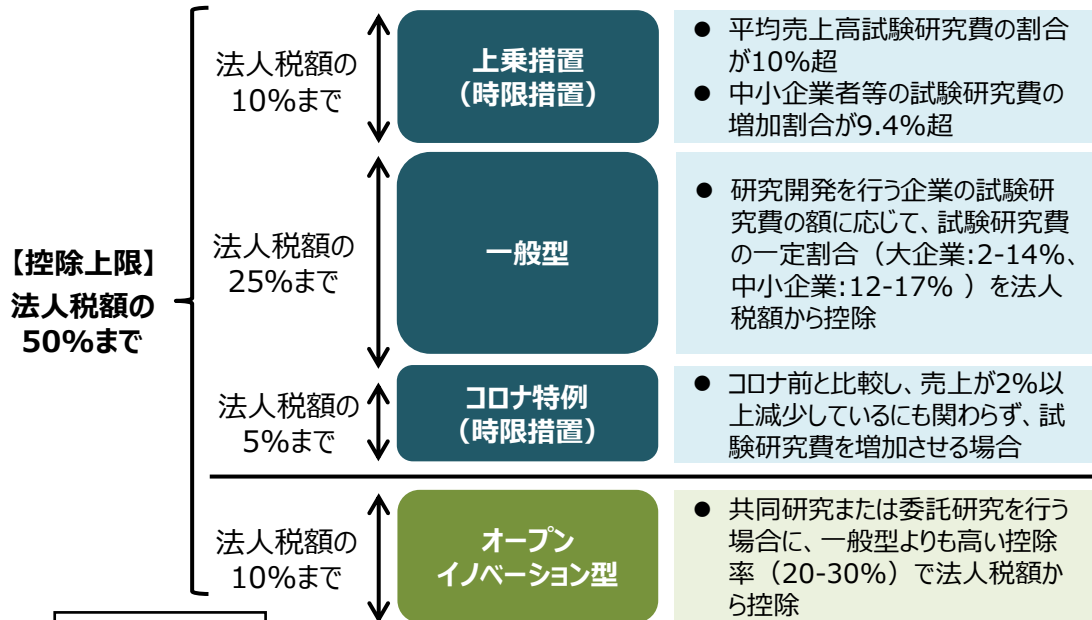
Ⅱ. カーボンニュートラルへの対応と イノベーション促進のための取組

研究開発税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税)

- **研究開発投資を通じたイノベーションは、社会課題を成長のエンジンへと転換するために不可欠。**しかしながら、**日本の研究開発投資の伸び率は他の先進国に比して低い。**また、イノベーションを通じた経済成長や社会課題解決の担い手である**スタートアップ等とのオープンイノベーションが十分に進んでいない。**
- そのため、民間企業の研究開発投資に対し、**よりメリハリの効いたインセンティブとなるよう制度を見直す**とともに、**スタートアップとのオープンイノベーションがより促進**されるように制度を見直すことなどが**必要。**

現行制度

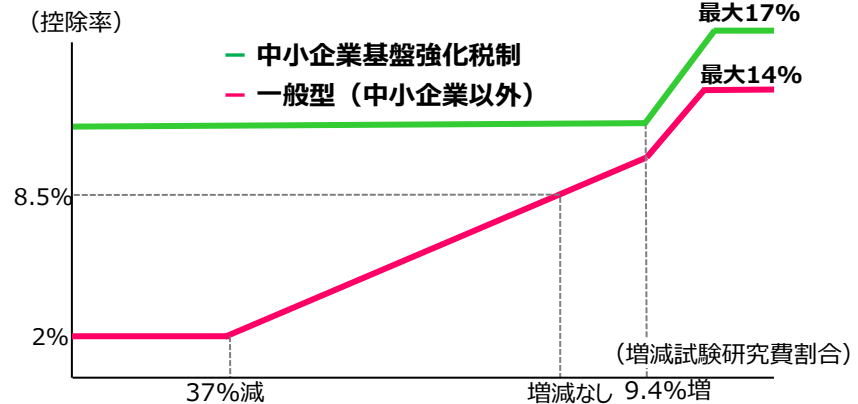
【適用期限：令和4年度末まで】



要望内容

- 一般型のインセンティブ強化
- オープンイノベーション型の見直し（スタートアップ定義等）
- サービス開発の要件の見直し
- 試験研究費割合が10%超の場合及び中小企業者等の試験研究費が9.4%超増加した場合における上乗措置の適用期限延長（令和6年度末まで）
- 一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長（令和6年度末まで）等

一般型



オープンイノベーション型

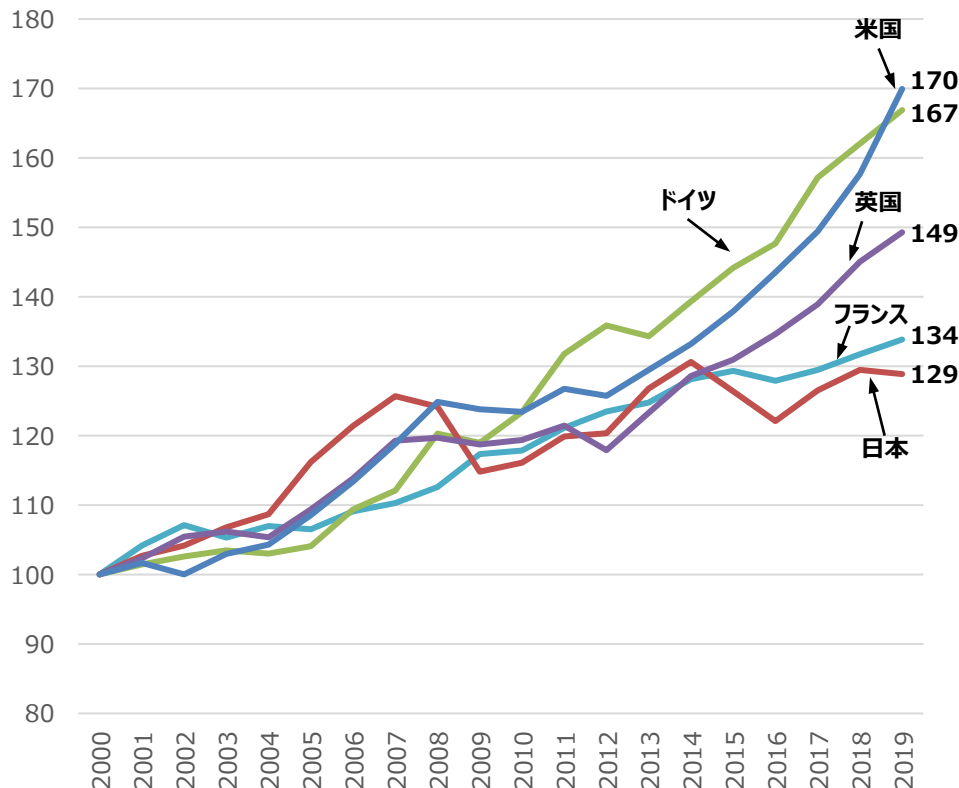


(参考 1) 主要国と比較した研究開発投資額の伸び率及びオープンイノベーションの状況

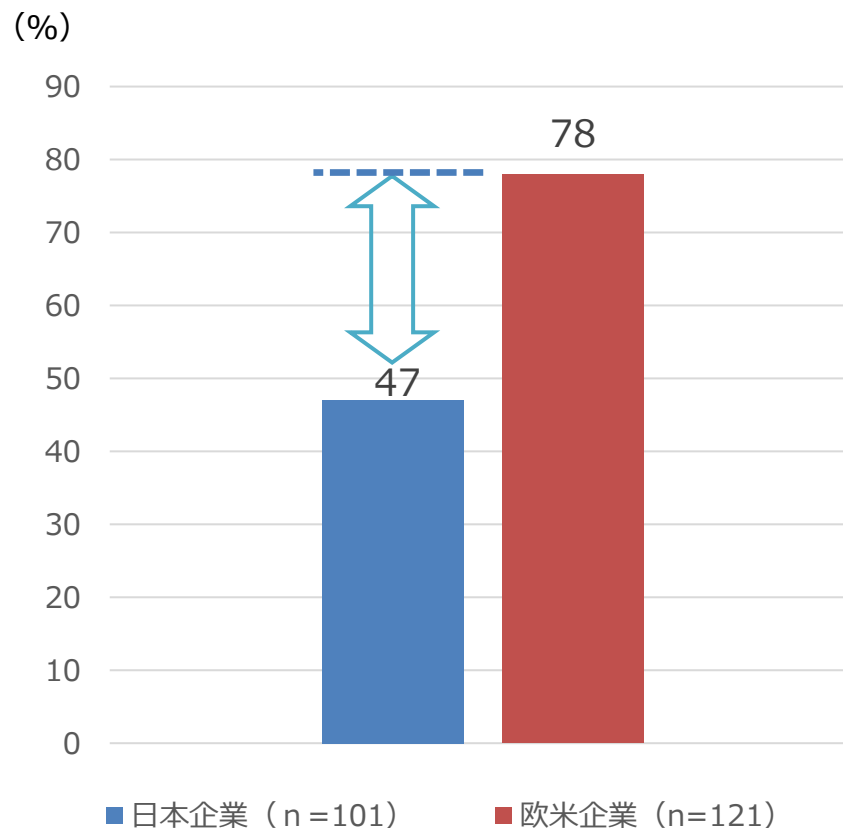
- 日本の官民合わせた研究開発投資額は、主要国と比べて伸び率が低い状況にある。
- また、外部とのオープンイノベーションも欧米企業と比べて低い水準にとどまっている。

官民合わせた研究開発投資額の伸び率の国際比較

官民研究開発費
(2000年=100)



オープンイノベーション活動の実施率



(出典) 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画基礎資料集をもとに作成

(出典) 米山、渡部、山内、真鍋、岩田「日米欧企業におけるオープン・イノベーション活動の比較研究」学習院大学経済論集第54号第1号2017

(参考2) スタートアップの現行要件に係る課題

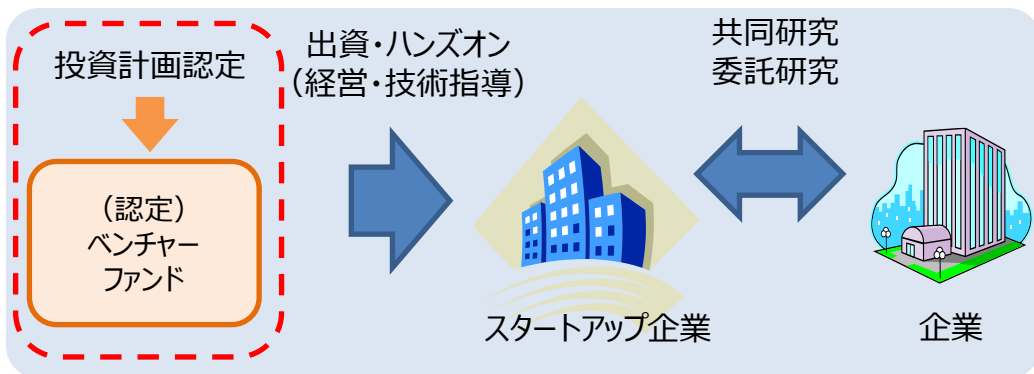
- **大企業とスタートアップの共同研究は**、「大企業にとっては新技術を取り込むことによる成長が期待できる」、「スタートアップにとっては、大規模な経営資源を活用できる」という観点から、**双方にとって非常に重要**。
- そのため、**オープンイノベーション型**においては、相手方が**国研・大学等発のスタートアップである場合**に加え、「**経産大臣の認定を受けたファンドから出資を受けたスタートアップ**」の場合も優遇しているが、「大企業側から外形的に判断しにくくインセンティブになっていない」、「認定ファンド等から出資を受けていない有望なスタートアップが対象とならない」など、**定義上の課題が存在**。

現行制度

オープンイノベーション型の相手方が、以下のいずれかの要件を満たすスタートアップである場合：控除率25%

- ① 産業競争力強化法により、経済産業大臣が認定した、認定特定新事業開拓投資事業組合（いわゆるベンチャーファンド）が、発行株式の全部又は一部を保有しているスタートアップ企業

【参考】産業競争力強化法に基づくファンドの認定スキーム



- ② 特別研究開発法人・大学等発で以下の要件を全て満たすスタートアップ企業

- A) 以下のいずれかの方法で**出資**を受けている
 - (ア) **文部科学大臣及び経済産業大臣により認定を受けた国立大学等による事業者（いわゆるベンチャーキャピタル等）が出資**（ファンドオブアンス除く）
 - (イ) 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づき**特別研究開発法人が直接出資**
- B) **役員が特別研究開発法人・大学等の職を有している**
- C) 上記出資時に**資本金5億円未満**、当該出資を受けてから**10年以内**

DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の拡充及び延長

拡充・延長

（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

- 我が国では、With/Postコロナに適応したデジタル投資を伴う企業変革の事例が多く創出してきたが、一方で、米国との比較や企業による自己診断によると、DXは未だに道半ば。
- DXの必要性を認識しつつもレガシーシステムが足かせと考える企業が多く、人材不足や設備投資のコスト面から本格的なDXに向けたシステム投資を躊躇する企業を後押しする観点から、引き続き政府支援が必要。

現行制度

【適用期限：令和4年度末まで】

認定要件	デジタル (D) 要件	<ul style="list-style-type: none"> ① データ連携 （他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを合わせて連携すること） ② クラウド技術の活用 ③ 情報処理推進機構が審査する 「DX認定」の取得（レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保）
	&	<ul style="list-style-type: none"> ① 生産性向上又は売上上昇が見込まれる <ul style="list-style-type: none"> ・ ROAが2014-2018年平均から1.5%ポイント向上 ・ 売上高伸び率≥過去5年度の業種売上高伸び率 + 5%ポイント ② 計画期間内で、商品の製造原価が8.8%以上削減されること等 ③ 全社の意思決定に基づくもの （取締役会等の決議文書添付等）

対象設備	税額控除	or	特別償却
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトウェア ・ 繰延資産*1 ・ 器具備品*2 ・ 機械装置*2 	3%	
	5%*3		

*1 クラウドシステムへの移行に係る初期費用をいう
*2 ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る
*3 グループ外の他法人ともデータ連携する場合

※ **投資額下限：国内の売上高比0.1%以上**
 ※ **投資額上限：300億円**
 （300億円を上回る投資は300億円まで）
 ※ 税額控除上限：「カーボンニュートラル投資促進税制」と合わせて当期法人税額の20%まで

要望内容

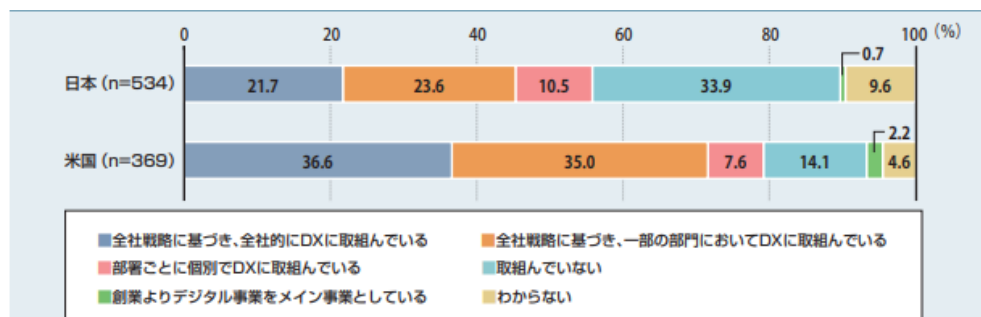
- 適用期限を2年間延長する。（令和6年度末まで）
- より一層効果的なDXにつながるデジタル投資を支援するための要件の見直しを図る。

(参考) 各国のDXへの取組状況の比較及び課題や障壁

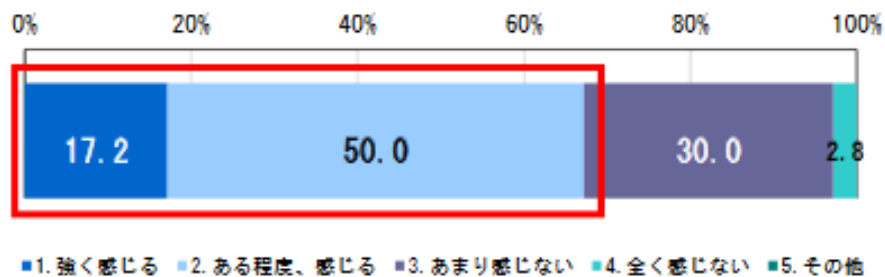
- 我が国企業におけるDXの取組は米国に比べて大きく遅れている（DXに取り組んでいる企業は日55.8%、米79.2%、取組んでいない企業は日33.9%、米14.1%）。
- 企業はDXの必要性を認識しつつも、設備投資のコスト面が高く、いつになってもレガシーシステム（老朽システム）からの脱却が進んでいない状況。
- DXに向けたシステム導入の障壁としては、「人材不足」や「コストがかかる」という点が主な要因として挙げられる。

日米におけるDXへの取組状況

(%)



レガシーシステムに対する企業アンケート



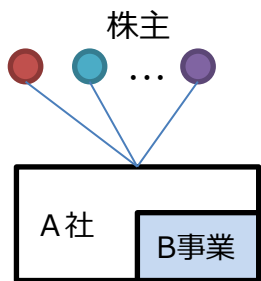
IoTやAI等のシステム・サービスを導入しない主な理由	2018年 (n=1,341)
使いこなす人材がないから	37.9
コストがかかるから	31.7
導入に必要な通信インフラ等が不十分だから	17.2
利活用や導入に関する法令などの整備が不十分だから	5.1

- 企業を取り巻く事業環境が急速に変化する中で、事業切出し等による、事業ポートフォリオ見直しの重要性が一層高まっている。
- 事業切出しの手法の一つであるスピノフについて、段階的に事業を切り出そうとする企業などが活用できるよう、スピノフを行う企業に持分を一部残す場合についても、スピノフの実施を円滑化するための所要の措置を講ずる。

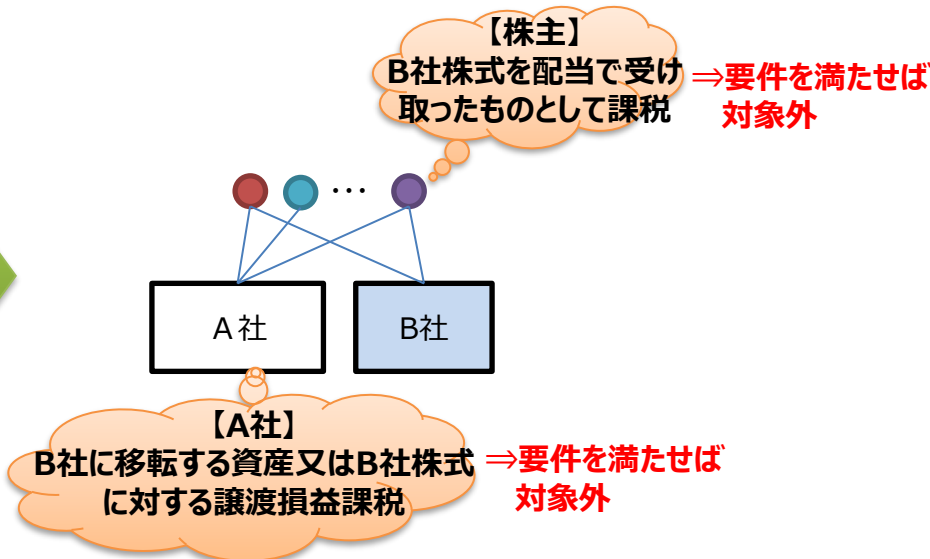
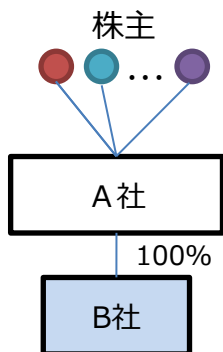
現行制度

スピノフの対象は、会社の一部門又は完全子会社

要件を満たせば譲渡損益課税や配当課税の対象外となるが
スピノフを行う企業に持分を一部残す場合は課税



又は



要望内容

○スピノフを行う企業に持分を一部残す場合についても、スピノフの実施を円滑化するための所要の措置を講ずる。

(参考1) スピンオフにより期待される効果

- スピンオフの効果として、経営の独立、資本の独立、上場の独立による企業価値の向上が期待される。

スピンオフの効果

経営の独立による効果

- 両社とも、経営者は各々の**中核事業に専念**することが可能に（フォーカス強化）。
- これにより、投資戦略や資金調達等について**迅速、柔軟な意思決定**が可能に。経営者や従業員の**モチベーションも向上**。

資本の独立による効果

- スピンオフされた会社は、**独自の資金調達の途**が拓かれ、大規模M&A等の**成長投資が実施可能**に。
- スピンオフされた会社は、独禁法や系列等の制約から解放され、**元の会社の競合相手との取引も可能**に。他社とのアライアンスや経営統合の自由度も高まる。

上場の独立による効果

- 両社とも、事業構成がシンプルになることで、**コングロマリット・ディスカウントの克服**。
- 各事業のみに関心のある**投資家を引きつけ**、各々の事業特性に応じた最適資本構成が可能に。
- 株式報酬のインセンティブ効果も高まる。

(参考2) スピノフの活用事例

【国内事例】

- コシダカホールディングスは、2020年に祖業であるカラオケ事業と、成長戦略や中期経営ビジョンの方向性が異なるフィットネス事業のスピノフを実施。



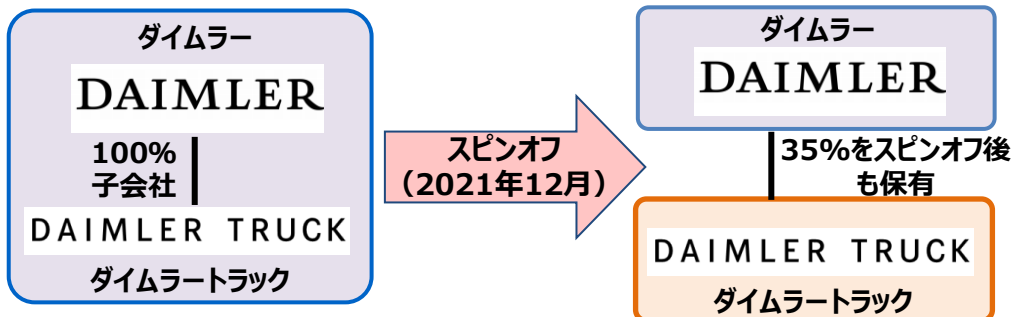
【スピノフによる効果】

- 分散されていた経営資源をカラオケ事業に集中することが可能に (コシダカ)
- 単独の上場企業として知名度・ブランド価値が一層向上 (カーブス)

(出典) 適時開示資料、その他公表資料等から経済産業省作成

【海外事例】

- 自動車大手のダイムラー (現:メルセデス・ベンツグループ) は、2021年12月にトラック・バス部門であるダイムラートラックのスピノフを実施。



【スピノフによる効果】

- 電気自動車・高級自動車事業に注力 (ダイムラー)
- 戦略の実行を加速。排出抑制の技術開発を促進 (ダイムラートラック)

(出典) ダイムラー公表資料をもとに経済産業省作成

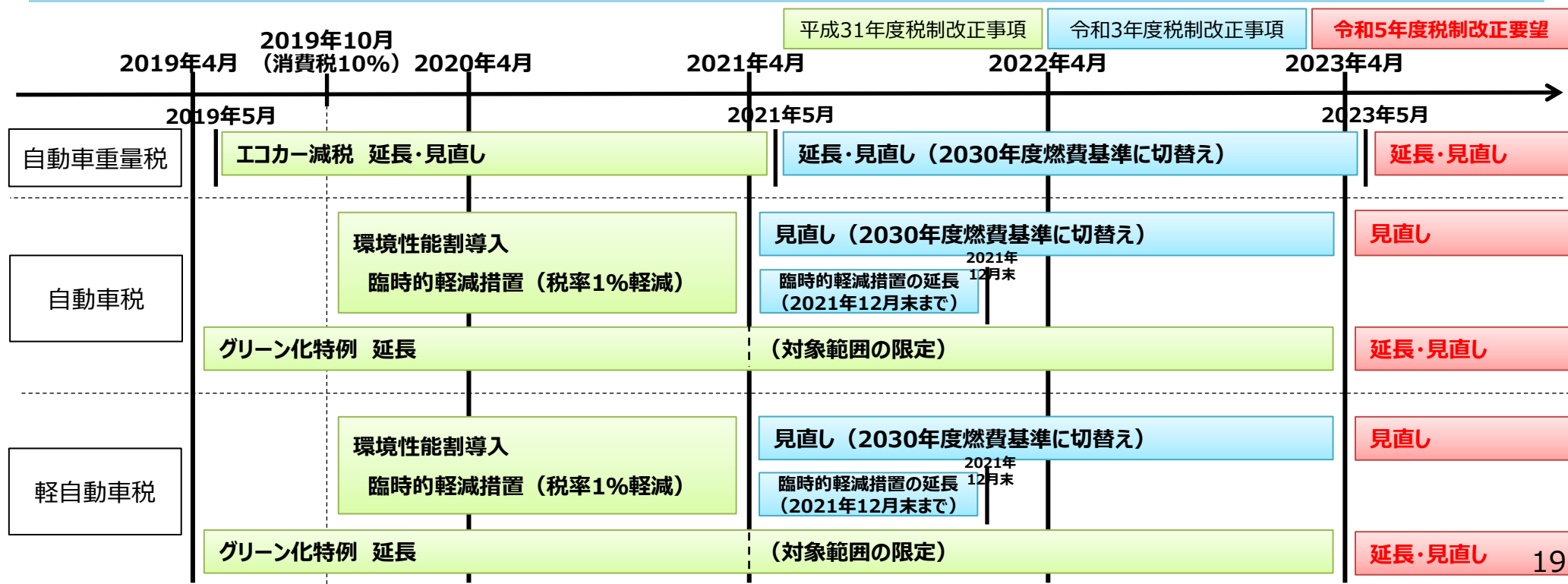
車体課税の見直し（要望事項の全体像）

（1）環境性能に優れた自動車の更なる普及に向けたエコカー減税等の見直し

- ①半導体等の供給制約や物価高等の影響でサプライヤーや販売店など自動車産業が厳しい事業環境に置かれていること、②CN実現に向け自動車分野のGXを加速させる必要があることを踏まえ、自動車取得時のユーザー負担の軽減等を通じて環境性能に優れた自動車の更なる普及を促す観点から、エコカー減税等の車体課税の見直しを行う。

（2）モビリティがもたらす新たな経済・社会を踏まえた自動車関係諸税のあり方の検討

- 自動車関係諸税について、CN実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向等を踏まえ、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について検討を行う。



- エコカー減税・環境性能割・グリーン化特例を含めた、車体課税の見直しを行う。
- 見直しに当たっては、
 - 半導体等の供給制約の影響で**生産・販売が挽回できず、物価高の影響でサプライヤーや販売店も含め自動車産業が厳しい事業環境**に置かれ、国内市場においても新車価格への転嫁の動きが顕在化し始めていること
 - CN実現に向け**自動車分野のGXを加速**させる必要があることを踏まえ、**自動車取得時のユーザー負担の軽減**等を通じた**環境性能に優れた自動車の更なる普及拡大**を図る。

現行制度

◆エコカー減税 (自動車重量税)

【適用期限：令和3年5月1日～令和5年4月30日】

	初回車検	2回目車検
電気自動車等 (※)	免税	免税
2030年度燃費基準 120%達成	免税	免税
2030年度燃費基準 達成	免税	
2030年度燃費基準 90%達成	免税	
2030年度燃費基準 75%達成	▲50%	
2030年度燃費基準 60%達成	▲25%	

※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車

要望内容

- 期限切れとなるエコカー減税及びグリーン化特例の見直し及び延長、環境性能割の見直しにより、自動車取得時のユーザー負担の軽減等を通じた環境性能に優れた自動車の更なる普及拡大を図る。

◆環境性能割 (自動車税/軽自動車税)

【期限の定めなし ※2年ごとに見直し】

	登録車	軽自動車
電気自動車等 (※)	非課税	非課税
2030年度燃費基準 85%達成	非課税	非課税
2030年度燃費基準 75%達成	1%	非課税
2030年度燃費基準 60%達成	2%	1%
上記以外又は2020年度燃費基準未達成	3%	2%

◆グリーン化特例 (自動車税/軽自動車税)

【適用期限：令和3年4月1日～令和5年3月31日】

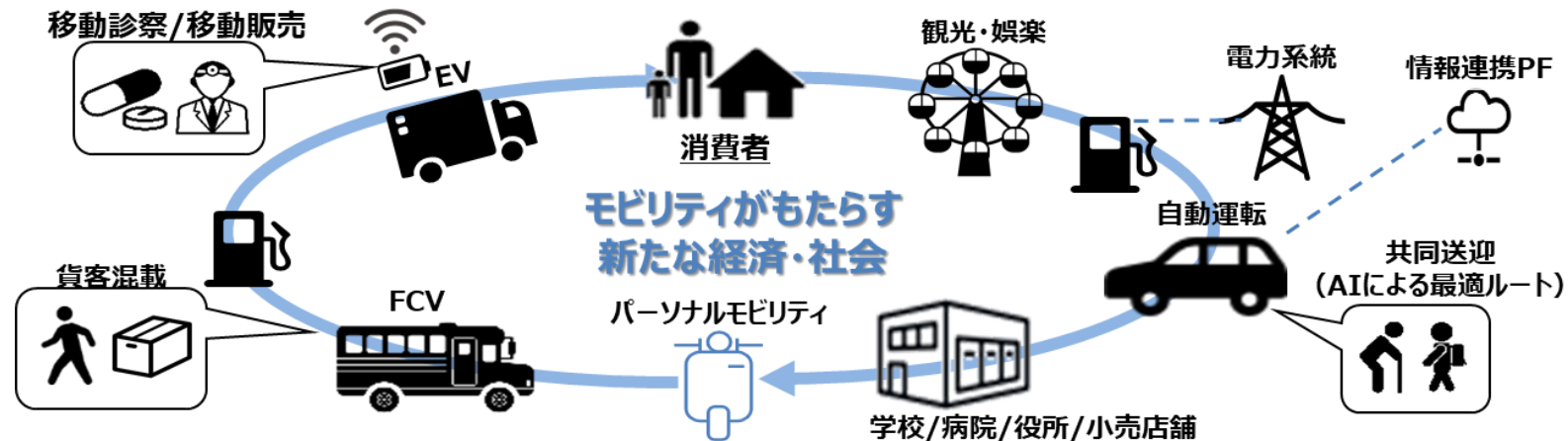
	登録車	軽自動車
電気自動車等 (※)	▲75%	▲75%

モビリティがもたらす新たな経済・社会を踏まえた自動車関係諸税のあり方の検討

その他

(自動車重量税・自動車税・軽自動車税)

- 自動車産業は、GXやDXによる100年に1度と言われる大変革期に直面。これらを取り込むことで、より広がりのある「モビリティ産業」へと大きく進化し、日本経済全体の成長の源泉となるとともに、様々な社会課題の解決に貢献していくことが可能。
- こうしたモビリティがもたらす新たな経済・社会像の具体化、その実現に向けた包括的・骨太な政策枠組みの検討を進め、その中で受益の広がりや踏まえた受益・負担関係の再構築も含め、自動車関係諸税のあり方について、長期的な検討を進める。



『令和4年度税制改正大綱』（令和3年12月10日）

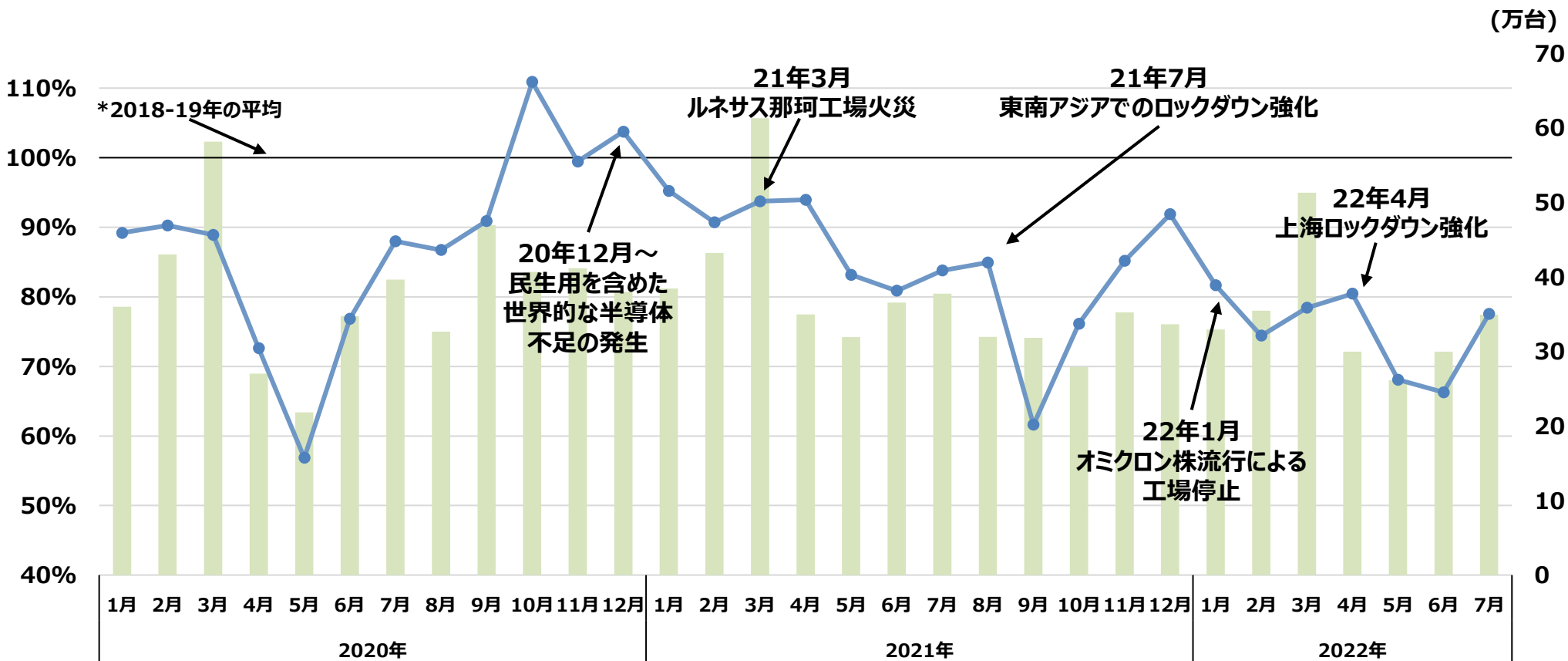
第三 検討事項

- 5 自動車関係諸税については、2050年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

(参考1) 日系自動車メーカーの国内販売状況

- コロナ禍による大きな落ち込みの後も、半導体供給不足や断続的な国内外のサプライチェーンリスクの発現により、生産・販売は平年比2～3割減程度と挽回に至らない状態が続く。
- 足下の物価高の中で自動車の国内販売が低迷すれば、サプライヤーや販売店、他産業への影響も拡大。

国内販売台数の対平年同月比（左軸）・販売台数（右軸）の推移



(出典) 日本自動車工業会のデータを基に経済産業省作成 (商用車も含む)

(参考2) 電気自動車等の普及状況と車体課税

- EV・PHEVの比率は、まだ新車販売台数ベースで0.8%であり、当面は市場の立ち上げに向け政策を総動員することが必要。
- 日本の車体課税は、自動車ユーザーへの保有負担において、国際的に見ても高い水準にある。

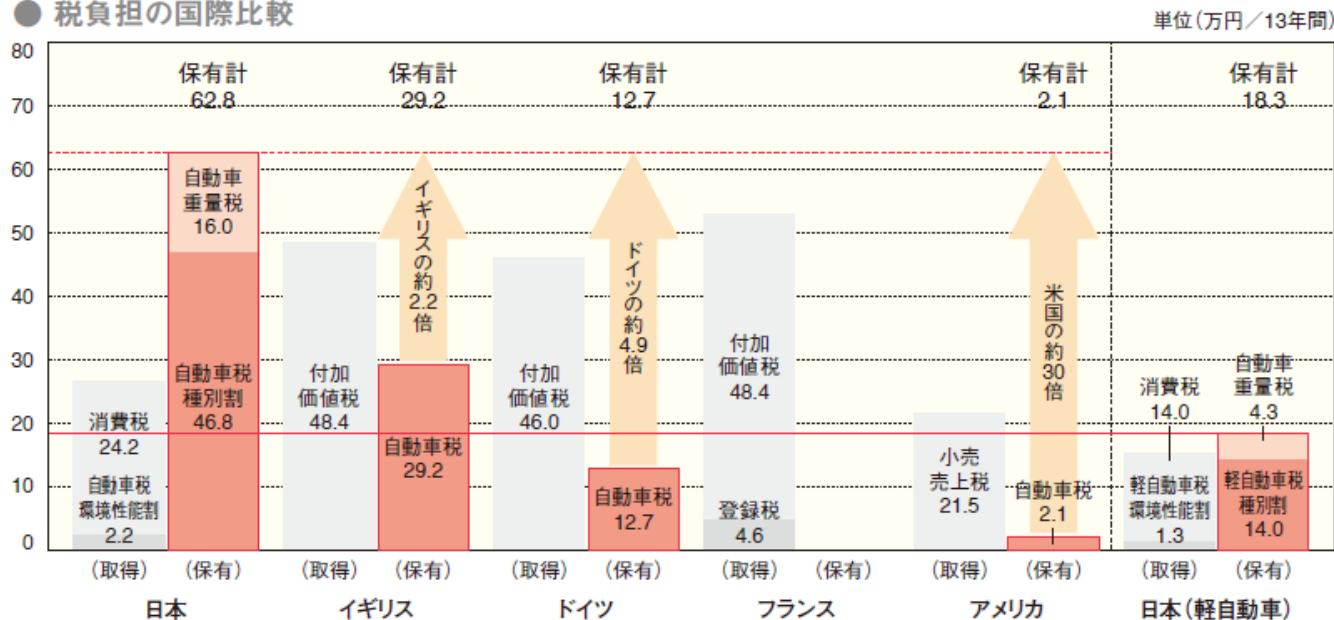
EV/PHEVの普及目標と現状

	2020年度 (新車販売台数)	2030年
EV	0.37% (1.4万台)	20~30%
PHEV	0.43% (1.7万台)	

※次世代自動車戦略2010
「2010年4月次世代自動車研究会」における普及目標

車体課税の国際比較 (13年間税負担額)

● 税負担の国際比較



前提条件: ①排気量2000cc ②車両重量1.5t以下 ③JC08モード燃費値 20.4km/L (CO₂排出量114g/km) ④車体価格242万円(軽は140万円) ⑤フランスは1ℓ=¥125、1ℓ=¥143、1\$=¥107(2020/4~2021/3の平均) スは課税馬力8 ⑦13年間使用(平均使用年数:自検協データより) ⑧為替レートは1€=¥125、1ℓ=¥143、1\$=¥107(2020/4~2021/3の平均)
※2021年4月時点の税体系に基づく試算 ※日本のエコカー減税等の特例措置は考慮せず

(出典) 日本自動車工業会「日本の自動車工業2021」

バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例の延長 (揮発油税・地方揮発油税)

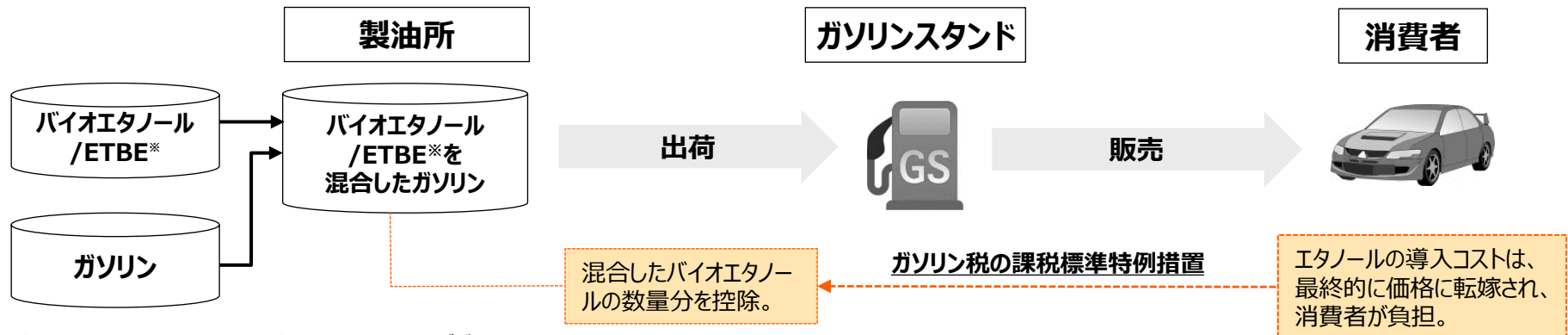
延長

- 非化石エネルギー源の利用を促進し、エネルギーの安定供給確保を図ることを目的に、バイオエタノールを混合したガソリンを製造した場合に、バイオエタノール混合分の揮発油税及び地方揮発油税を控除する。

現行制度

【適用期限：令和4年度末まで】

- エネルギー供給構造高度化法の告示において、石油精製事業者（石油元売り）に対して、バイオエタノールを原油換算で年間50万KL導入することを義務付け。
- ガソリンと比較して、バイオエタノールの導入にはコストがかかる。バイオエタノールの導入を促進するため、ガソリン税（揮発油税及び地方揮発油税：53.8円/L）の課税標準から、混合したバイオエタノールの数量分を控除。
→本措置により、エネルギー供給構造高度化法に基づくバイオエタノールの導入義務量を毎年達成。



※ ガソリンの性状に近付けるため、バイオエタノールにイソブテンを合成→ETBE化（エチル・ターシャリー・ブチル・エーテル）

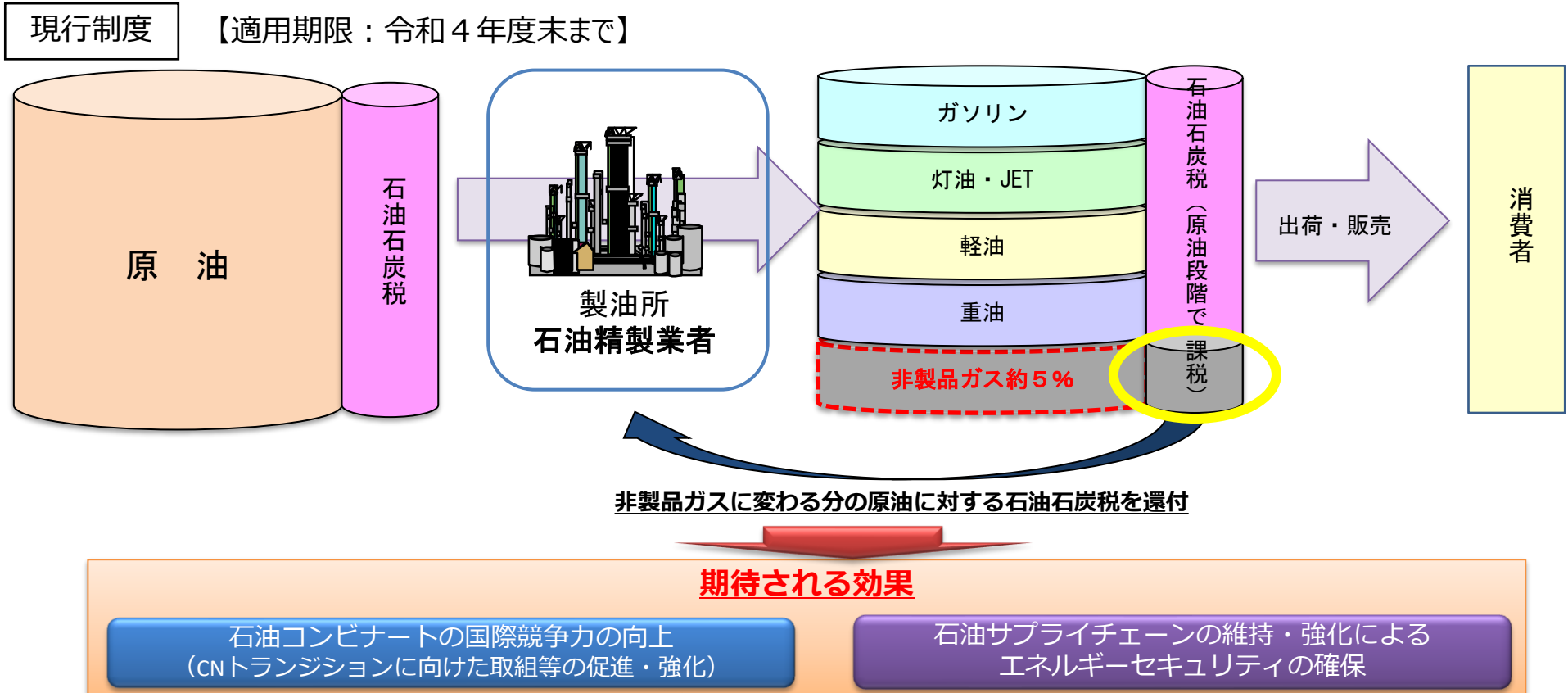
要望内容

- 適用期限を5年間延長する。（令和9年度末まで）

非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度税制の延長 (石油石炭税)

延長

- 海外との事業環境のイコールフットिंगを図り、国内の石油サプライチェーンの維持と2050年カーボンニュートラルに向けた投資を促すため、非製品ガスに係る石油石炭税の還付制度の適用期限を3年間延長する。



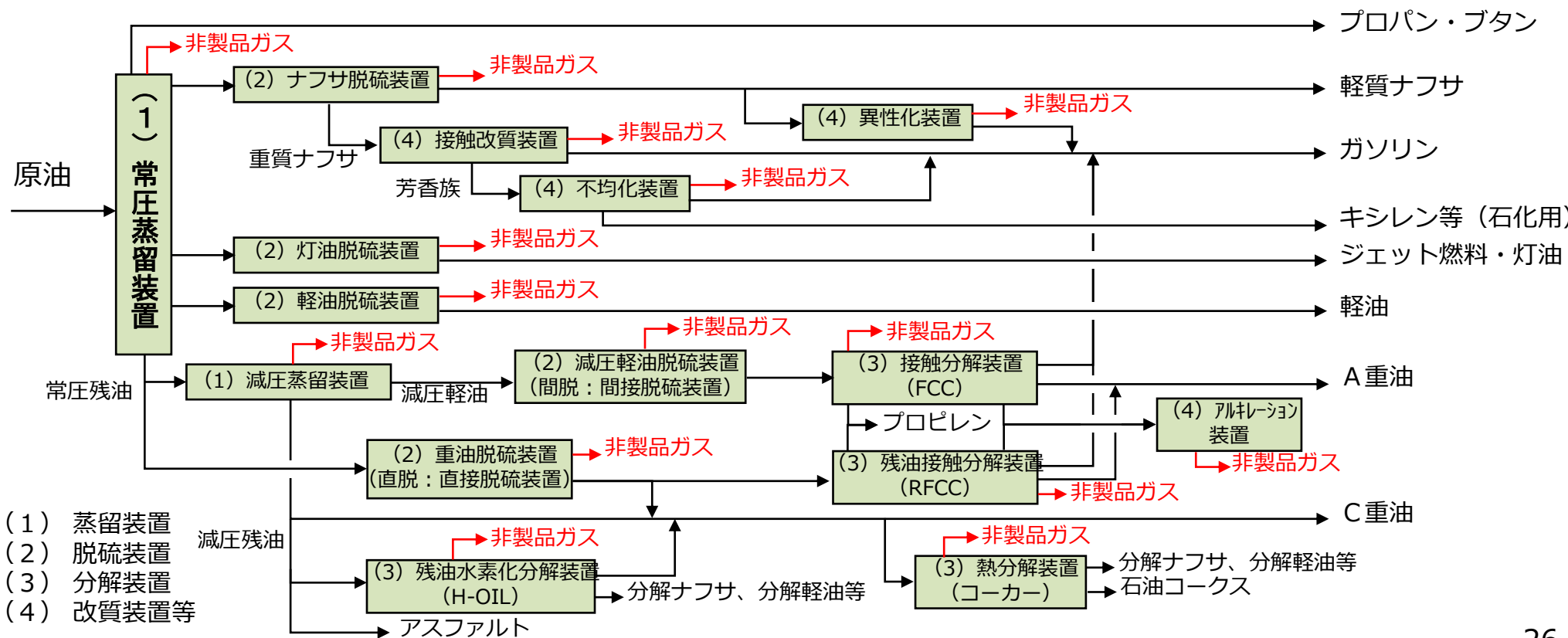
要望内容

- 適用期限を3年間延長する。(令和7年度末まで)

(参考) 非製品ガスについて

1. 組成：非製品ガスは、メタン、エタン及び水素を主成分として組成されているガスである。
2. 性質：非製品ガスは、石油精製プロセスで副次的に発生するものであり、ガソリン等の石油製品のように性状が安定せず、「燃料製品」として生産されるものではない。
3. 処理方法：非製品ガスは、製油所内外の安全の確保及び環境対策のために、大気中に放出することができないため、焼却処理をしなければならない。

石油精製プロセスの概略図と非製品ガス発生箇所



(参考) カーボンニュートラルに向けた取組と石油サプライチェーン維持の両立

- 石油は、国民生活や経済活動を支える重要なエネルギーであり、平時・緊急時を問わず安定供給を確保することはエネルギーセキュリティ上重要。
- 足下では、ロシアのウクライナ侵攻に起因する国際エネルギー市場が逼迫する中で、石油の重要性が再認識され、安定供給に対する意識の高まりに加え、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、石油精製事業者は水素・アンモニアといったカーボンニュートラルに資するエネルギー源の供給者としての役割が期待されている。
- そのため、石油の安定供給確保とカーボンニュートラル実現に向けた取組の両立を後押ししていくことが必要。

平時の対応

= 安定供給のための経営基盤強化

- 製油所あるいは石油化学などの「事業所間連携」
- エネルギー効率改善に向けた技術開発など省エネの推進
- **サイバー攻撃といった経済安全保障に関する対策**

緊急時に向けた対応

= 供給途絶や大規模災害等に備えた対応

- 海外からの供給途絶に備えた、石油備蓄の実施
- 官民一体での緊急時対応に向けた体制整備（災害時石油供給連携計画など）インフラの強靱化対策（製油所・油槽所の耐震・液状化対策等）の推進。

2050年カーボンニュートラルに向けた対応

- **脱炭素化に向けた燃料・原料転換等の設備投資**
- **バイオ燃料や合成燃料などのCN燃料の技術開発・投資 等**

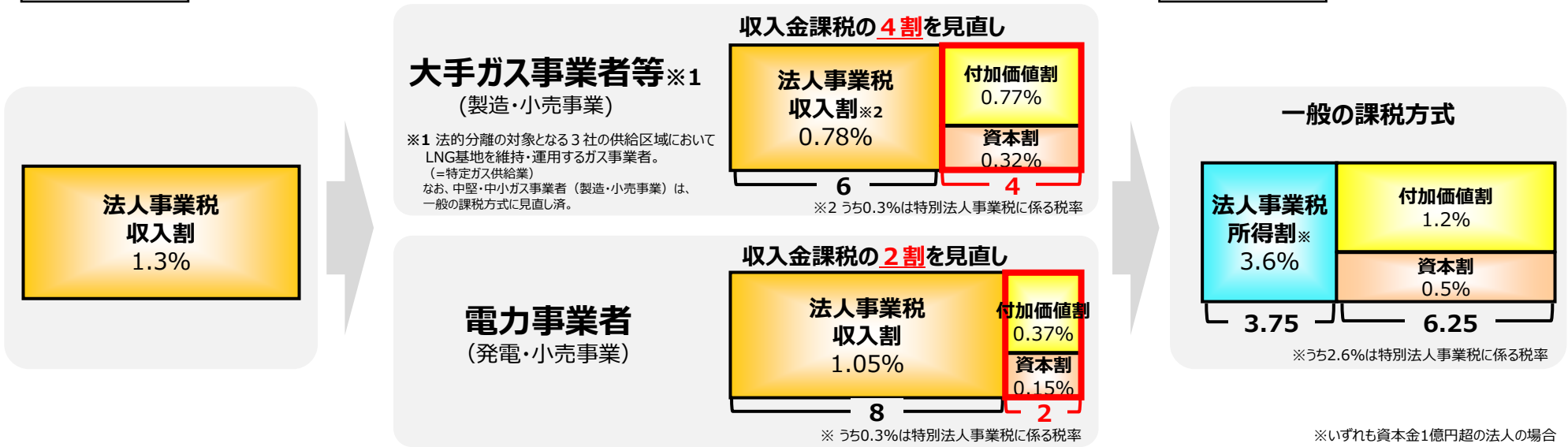
2050年カーボンニュートラルに向けた投資と平時・有事における低廉かつ安定的な石油供給の両立

- 法人事業税は、通常、企業の所得（≒利益）などに応じて課税される一方、電気・ガス供給業には、収入金額（≒売上）に応じて課税される仕組みとなっている（収入金課税）。
- 令和2年度に電気供給業、令和4年度にガス供給業において課税方式の一部見直しが行われたものの、収入金課税の仕組みは存続。一般の企業との課税の公平性確保、カーボンニュートラルや安定供給のため、法人事業税の課税方式を他の事業と同様の課税方式に見直すことが必要。
- このため、令和4年度税制改正の与党税制改正大綱 第三 検討事項において、「事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。」ことが明記された。

現行制度

【期限の定めなし】

要望内容



令和4年度与党税制改正大綱 第三 検討事項（抜粋）

電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。

Ⅲ. 中小企業・小規模事業者の設備投資・経営基盤の強化と 地域経済を牽引する企業の成長促進

中小企業・小規模事業者の設備投資を促進する税制措置

- 円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナ禍でも、**中小企業の生産性向上等をよりメリハリのきいた形で後押し**するため、**中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制は、引き続き重要**。
- また、中小企業を取り巻く厳しい環境や経営状況等を踏まえ、**赤字の中小企業においても設備投資促進に資する税制のあり方について検討**する。

現行制度

【適用期限：令和4年度末まで】

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	<p>【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10%（※7%）</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備（B類型） 投資利益率5%以上のパッケージ投資 デジタル化設備（C類型） 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備 経営資源集約化設備（D類型） 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備 			
	<p>【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用</p>			

☒ を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

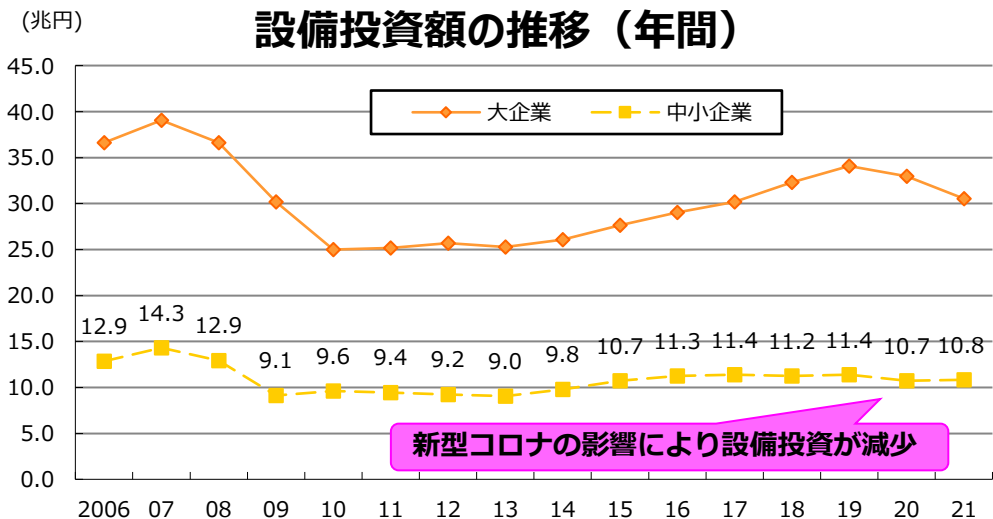
要望内容

○適用期限の2年間延長（令和6年度末まで）等の措置を講ずる。

(参考) 設備投資の状況

- 設備投資は、半導体等の供給制約、新型コロナウイルス感染症等の影響があるものの、改善の動きがみられる。
- 原油高・物価高の影響により、収益環境の悪化が懸念され、生産性向上に向けた設備投資の促進が必要。

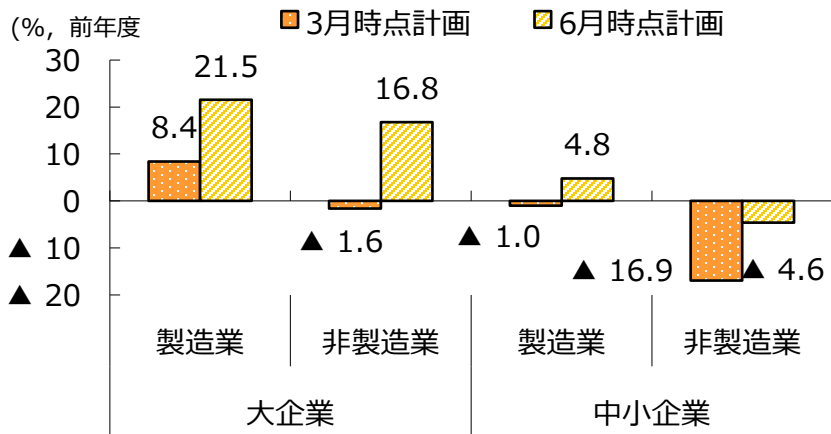
設備投資額の推移 (年間)



新型コロナの影響により設備投資が減少

資料：財務省「法人企業統計調査年報」(年)
 (注)ここでいう大企業とは資本金1000千円以上1億円以下の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業。

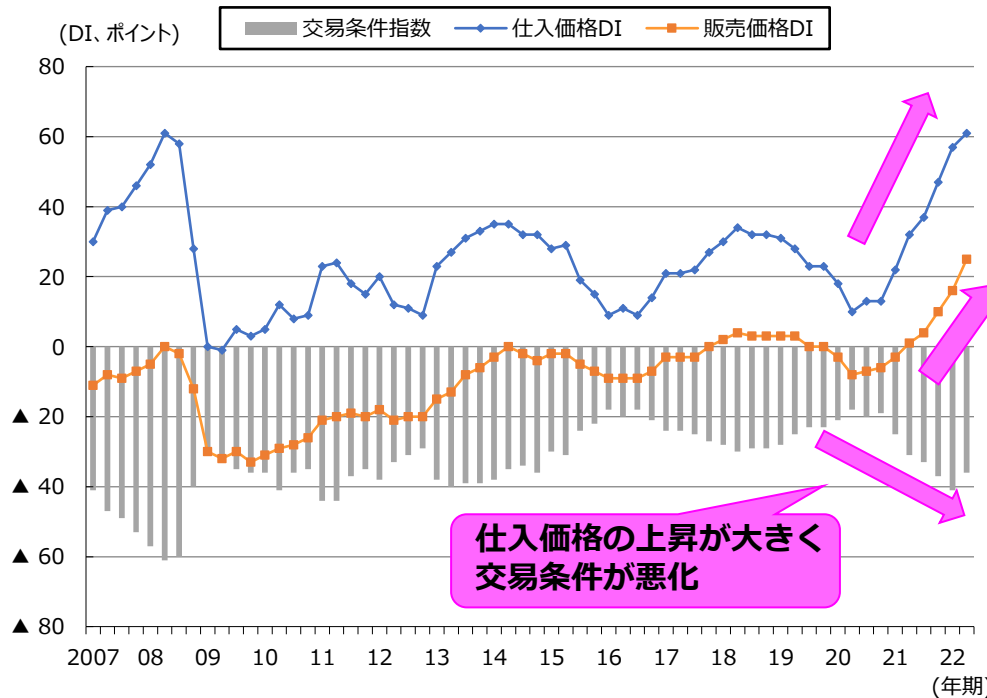
企業規模別設備投資計画の変化



(資料) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注)ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金2千万円以上1億円未満の企業。

中小企業の仕入・販売価格DI、交易条件指数の推移



仕入価格の上昇が大きく
交易条件が悪化

資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注)1. 業況判断DIは、最近の業況について「良い」と答えた企業の割合(%)から、「悪い」と答えた企業の割合を引いたもの。
 2. ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金2千万円以上1億円未満の企業。

中小企業経営強化税制の見直し及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

延長

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却及び税額控除（10%※）のいずれかの適用を認める措置。
※資本金3,000万円超の場合は7%
- 円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナ禍の中、中小企業の生産性向上やDXに資する投資をメリハリの効いた形で後押しするため、中小企業経営強化税制の見直し及び延長を行う。

現行制度

【適用期限：令和4年度末まで】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
A類型	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。 ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
B類型	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	
C類型	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備		器具備品（30万円以上）	
D類型	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		建物附属設備（60万円以上） ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	

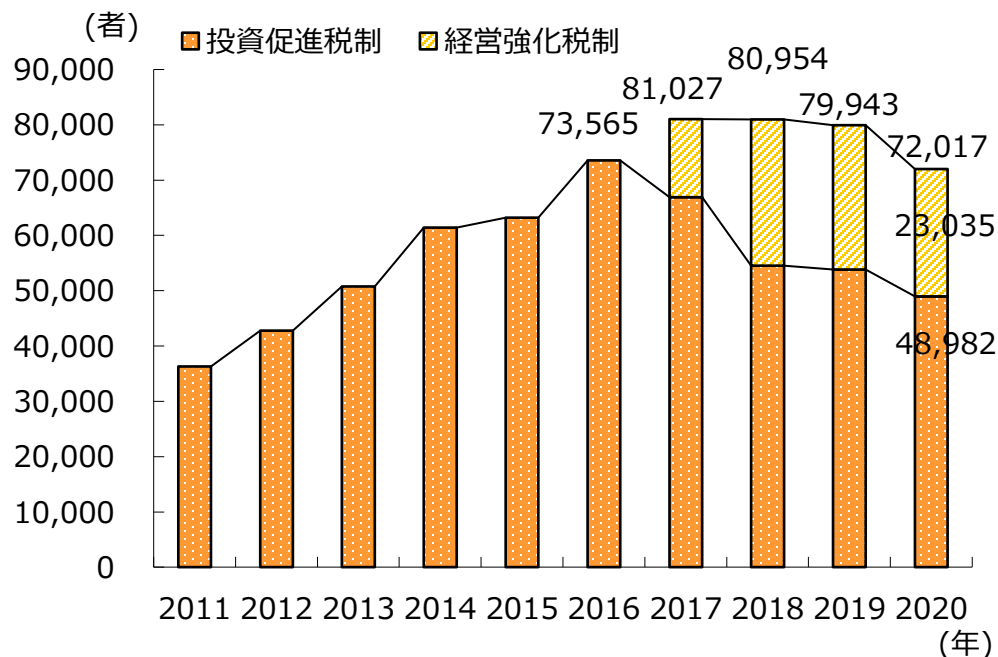
要望内容

○適用期限の2年間延長（令和6年度末まで）等の措置を講ずる。

(参考 1) 中小企業経営強化税制の活用状況

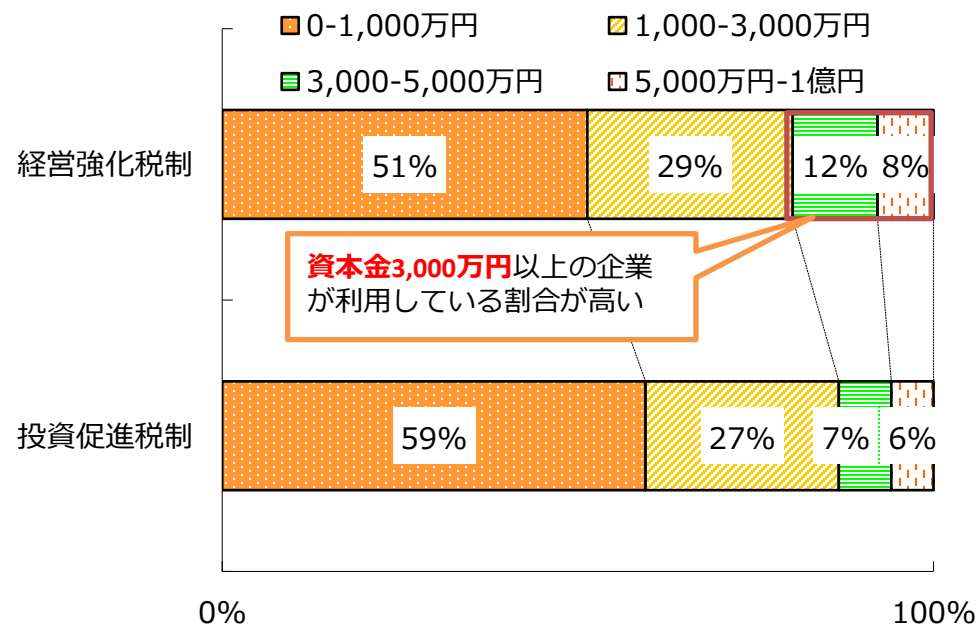
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、利用企業が減少したものの、中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制全体として7万者を超える多くの中小企業が活用。
- 中小企業投資促進税制は規模を問わず多く使われ、経営強化税制は比較的大きな企業の生産性向上により効果的な設備投資において使われる傾向。

税制別適用者数の推移



資料：財務省「租税特別措置の適用実態調査」平成23年度～令和2年度

資本金別税制適用状況



資料：財務省「租税特別措置の適用実態調査」令和2年度

(参考2) 中小企業経営強化税制の活用事例

A類型

生産性向上設備の導入

X社（紙加工製造業）

- ティーパックを製造するX社は、A類型を活用し、新しい茶葉を袋詰めする機械を導入。
- 袋詰めの際にこぼれる茶葉が減り、**原材料ロス率の低減・生産スピードの増**により、**製造原価が低減**。
- また、機械騒音が低減し、**作業者負担が軽減**。

生産スピードアップ！
海外需要にも応えていきたい！

<事業者からの声>



税制措置のおかげで、躊躇せず設備投資。
生産スピードが向上したので、海外需要にも
対応していきたい。

B類型

収益力強化設備の導入

Y社（パン・菓子製造業）

- パン製造・販売店を営むY社は、B類型を活用し、パンに同封する鮮度保存剤の貼付機や新しい空調を導入。
- これまで**手作業だった工程を機械化**できたことで、**作業効率があがり**、残業の削減につながった。また、**性能の良い設備の導入で電気代が削減**できた。

原料価格高騰の中でも
設備投資による生産性向上を実現！

<事業者からの声>



原料価格・エネルギー価格高騰で厳しい中でも、
設備投資を決断できた。
新しい設備によって固定費が削減され、経営状
況が改善した。

C類型

デジタル化設備の導入

Z社（鉄素形材製造業）

- 配管部品を製造しているZ社は、C類型を活用し、在庫管理システムを導入。
- 担当者の属人的な管理になっていた欠品データが可視化され、**取引先への正確で迅速な納期回答**ができるようになり、**顧客満足度向上**につながった。

システム導入で迅速な対応を実現！
顧客満足度アップ！

<事業者からの声>



税制措置のおかげで、システム更新を決断
できた。

中小企業投資促進税制の延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

延長

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、**一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%）（※）又は特別償却（30%）の適用**を認める措置。
※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る
- **物価高・新型コロナ禍等の中、設備投資に取り組む中小企業を支援するため、適用期限を2年間延長する。**

現行制度

【適用期限：令和4年度末まで】

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・従業員数1,000人以下の個人事業主 	
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶賃貸業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く	
対象設備	・機械及び装置【1台160万円以上】	
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】	
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く	
	・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・内航船舶（取得価格の75%が対象）	
措置内容	個人事業主 資本金3,000万円以下の中小企業	30%特別償却 又は 7%税額控除
	資本金3,000万円超の中小企業	30%特別償却

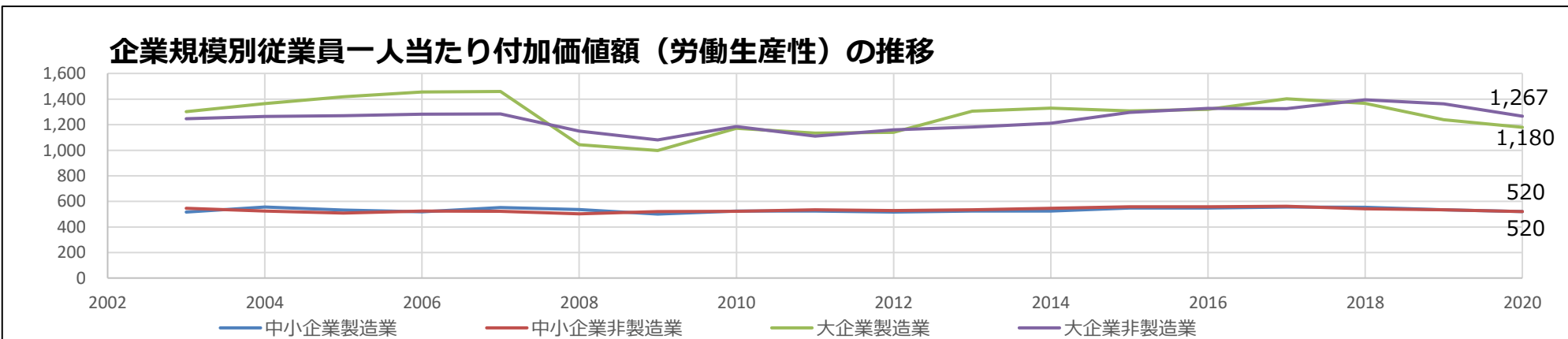
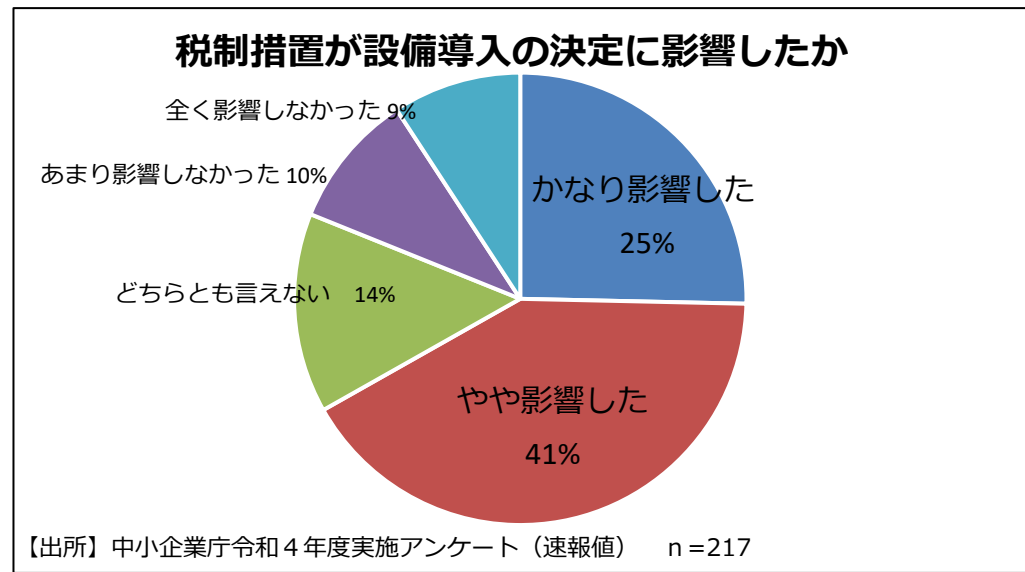
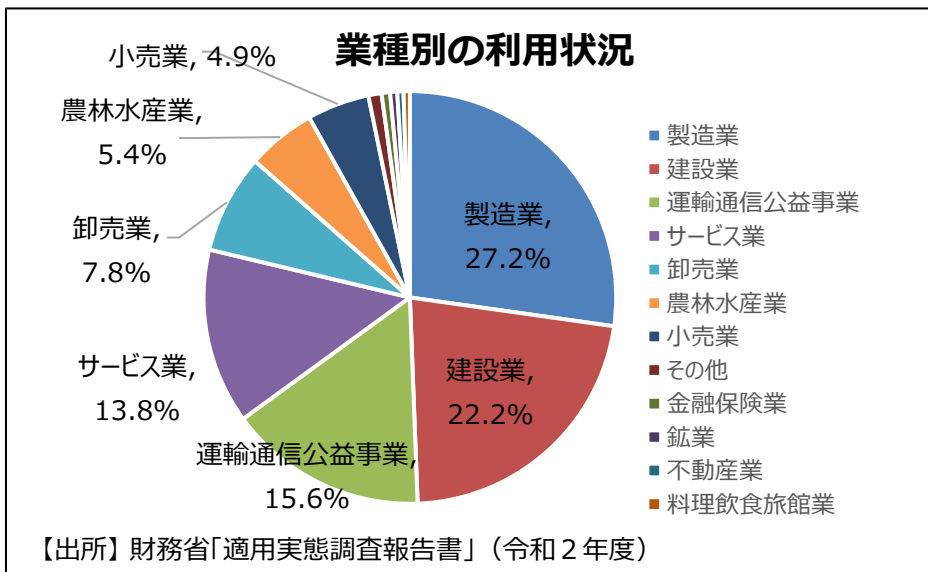
要望内容

※中古品、貸付の用に供する設備、匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備は対象外

○適用期限を2年間延長する。（令和6年度末まで）

(参考) 中小企業投資促進税制の活用状況

- 令和2年度の適用件数は約5万件で、製造業や建設業を中心に多くの業種において利用されている。
- 物価高等厳しい外部環境の下、中小企業のより多くの設備投資を喚起し、その労働生産性を向上させ、生産性の向上と賃上げの好循環を実現するためには、本税制措置は引き続き不可欠。



財務省「法人企業統計調査年報」
 (注)1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。
 2.平成18年度調査以前は付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課とし、平成19年度調査以降はこれに役員賞与、及び従業員賞与を加えたものとする。

- 中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、19%から15%に軽減されている。
- **中小企業の経営基盤の維持や資金繰り負担を緩和するとともに、生産性向上に向けた取組を後押しするため、本税制措置の適用期限を2年間延長する。**

現行制度

【適用期限：令和4年度末まで】

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている（本則）。
- 当該税率を、令和5年3月31日までの時限的な措置として、更に15%に軽減（租税特別措置）。

対象	本則税率		租特税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%	—
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額	<u>19%</u>	<u>15%</u>

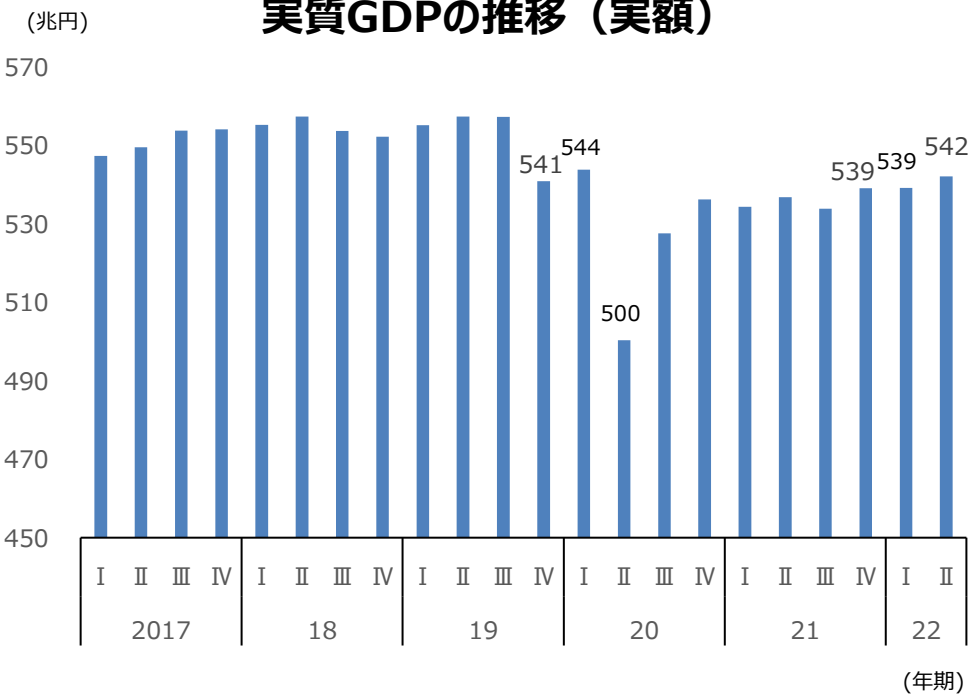
要望内容

- 適用期限を2年間延長する。(令和6年度末まで)

(参考) 中小企業を取り巻く経済状況

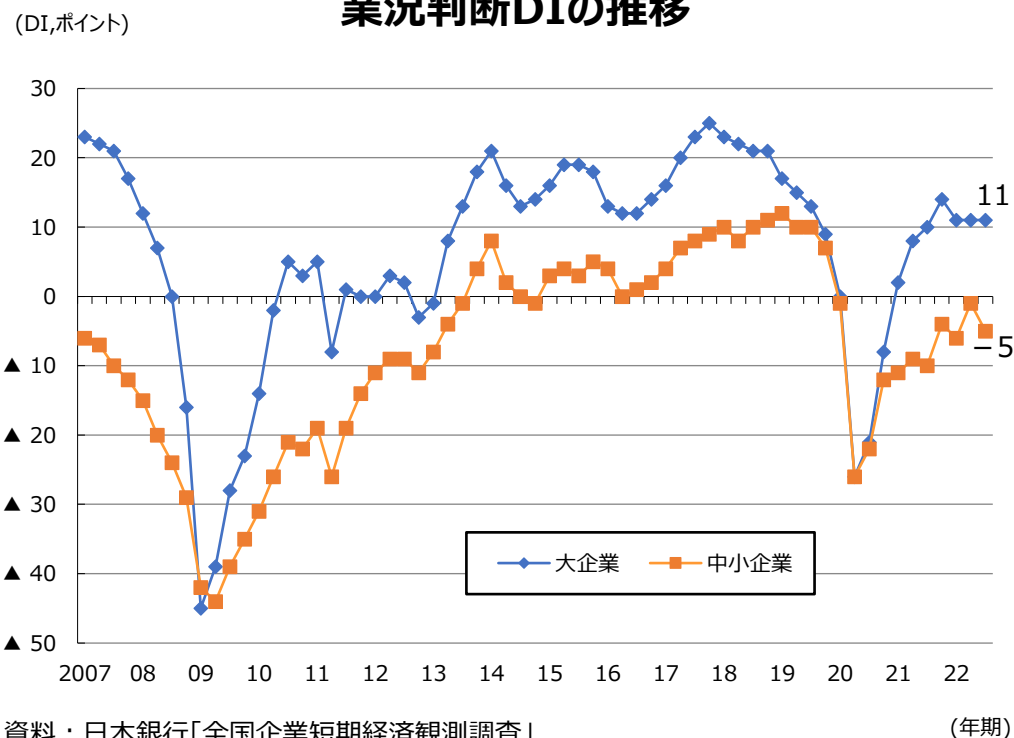
- 実質GDPは回復傾向にあるものの、**感染拡大前の水準まで回復。**
- しかしながら、企業規模別に業況判断DIを確認すると、大企業と中小企業の回復度合いに差があり、また**足元は原材料価格の高騰等の影響を受け、悪化傾向。**

実質GDPの推移 (実額)



資料：内閣府「国民経済計算」

業況判断DIの推移



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(年)

(注)

1. 業況判断DIは、最近の業況について「良い」と答えた企業の割合(%)から、「悪い」と答えた企業の割合を引いたもの。
2. ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金2,000万円以上1億円未満の企業をいう。
3. 最新の値は予測値

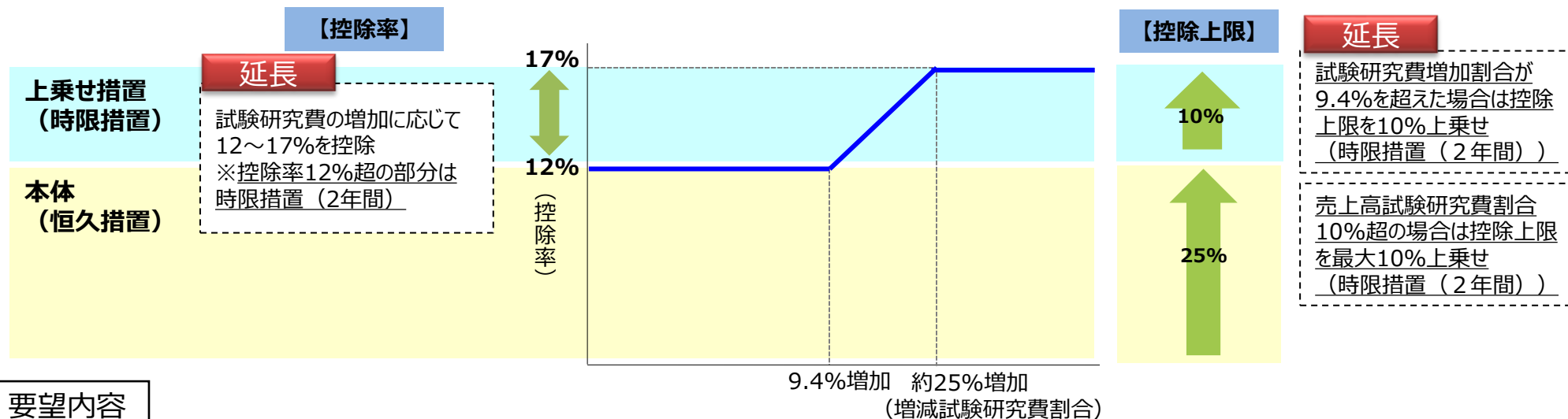
- 我が国の企業の99%を占める中小企業の研究開発は、イノベーションの源泉として経済成長にとってきわめて重要。
- 中小企業の財務基盤は脆弱であるが、我が国として研究開発投資を伸ばしていくことが求められている中、積極的に投資を拡大する企業の研究開発を推進していく必要性は高い。よって、**中小企業技術基盤強化税制の上乗せ措置**を延長する。

現行制度

【適用期限：時限措置については令和4年度末まで】

【制度の概要】

中小企業者等が、所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額（国税）から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除できる制度。地方税に関しても、地方税計算のベースとなる法人税額を研究開発税制による控除を受けた後の額とする優遇措置あり。



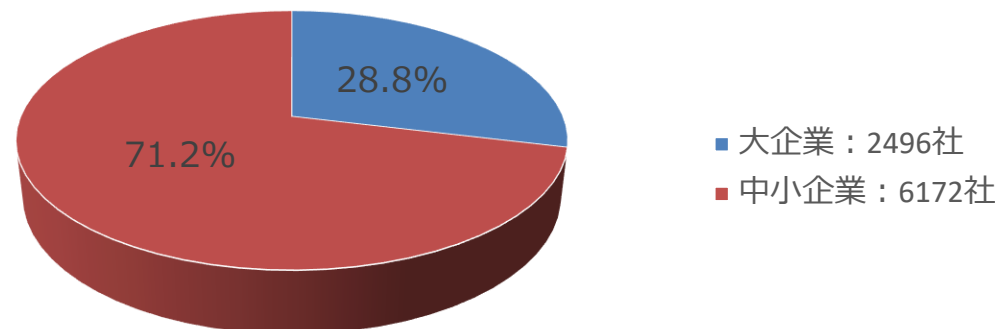
要望内容

- 中小企業技術基盤強化税制の控除率の上乗せ措置の適用期限の延長 (2年間 (令和6年度末まで))
- 試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗せ措置の適用期限の延長 (2年間 (令和6年度末まで))
- 中小企業者等について、試験研究費が9.4%超増加した場合の上乗せ措置の適用期限の延長 (2年間 (令和6年度末まで))
- オープンイノベーション型の見直し (スタートアップ定義等)
- サービス開発の要件の見直し 等

(参考) 中小企業の研究開発税制の活用状況

- 令和2年度の研究開発税制を活用している企業は8,668社。そのうち約7割は中小企業で、1社あたりの活用額は約600万円程度。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
研究開発税制を活用している企業数	7,369社	8,003社	8,930社	9,087社	9,003社	8,888社	9,513社	9,512社	9,076社	8,668社
研究開発税制を活用している中小企業数	5,290社	5,528社	6,067社	6,221社	6,211社	6,083社	6,577社	6,691社	6,473社	6,172社
中小企業における研究開発税制活用金額	288億円	283億円	322億円	364億円	388億円	368億円	405億円	419億円	391億円	343億円
中小企業の割合	71.5%	69.1%	67.9%	68.5%	69.0%	68.4%	69.1%	70.3%	71.3%	71.2%
中小企業1社あたりの活用金額	544万円	512万円	531万円	585万円	624万円	604万円	616万円	626万円	604万円	556万円



- 近年、全国各地で自然災害が頻発しており、**中小企業が自然災害等への事前の備えを行うことは重要。**
- **中小企業による自然災害等に対する事前対策の強化に向けた設備投資を後押しするため、対象設備を追加した上で、適用期限を2年間延長する。**

現行制度

【適用期限：令和4年度末まで】

- 適用対象者：令和5年3月31日までに「(連携)事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者
- 適用期間：事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までに、当該計画に記載された対象設備を取得等して事業の用に供すること。
- 支援措置：特別償却20% (令和5年4月1日以降に取得等をする場合は18%)
- 対象設備：以下の通り

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、制震・免震装置等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備 感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、架台(対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る)、防水シャッター等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

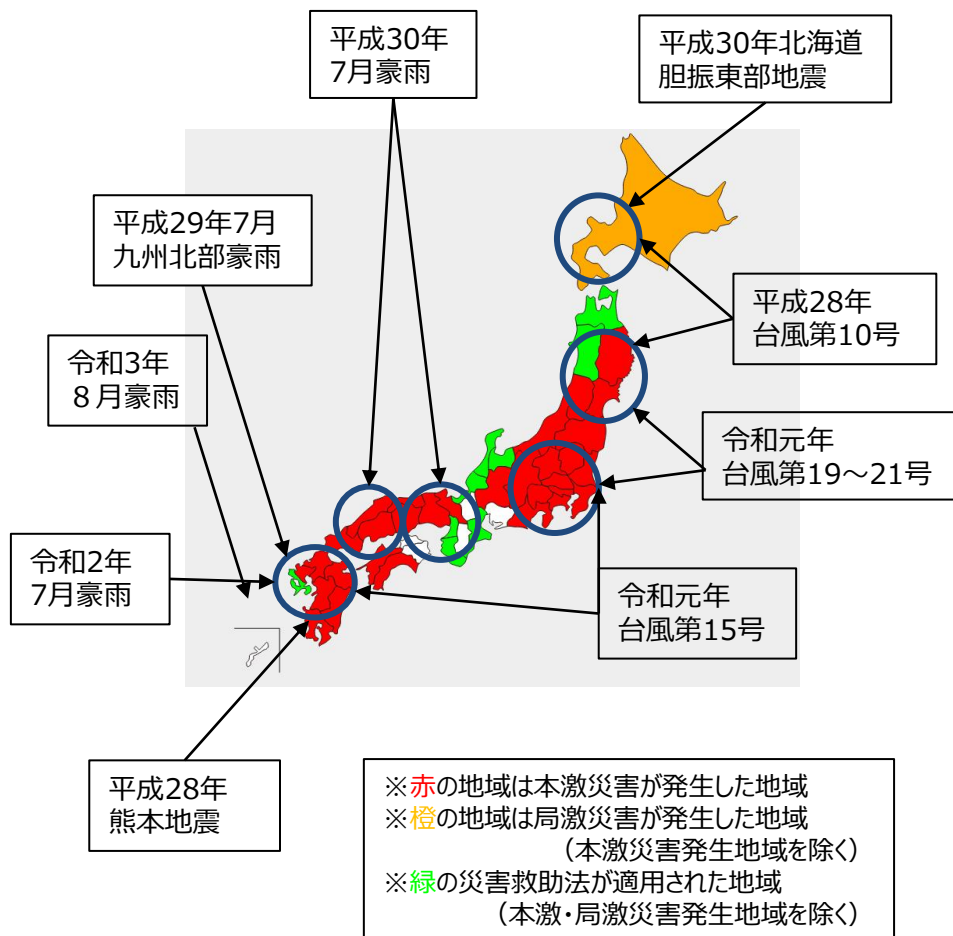
要望内容

- 適用期限を2年間延長する。(令和6年度末まで)
- 昨今の激化する自然災害への事前対策を強化するため、対象に耐震装置を追加する。

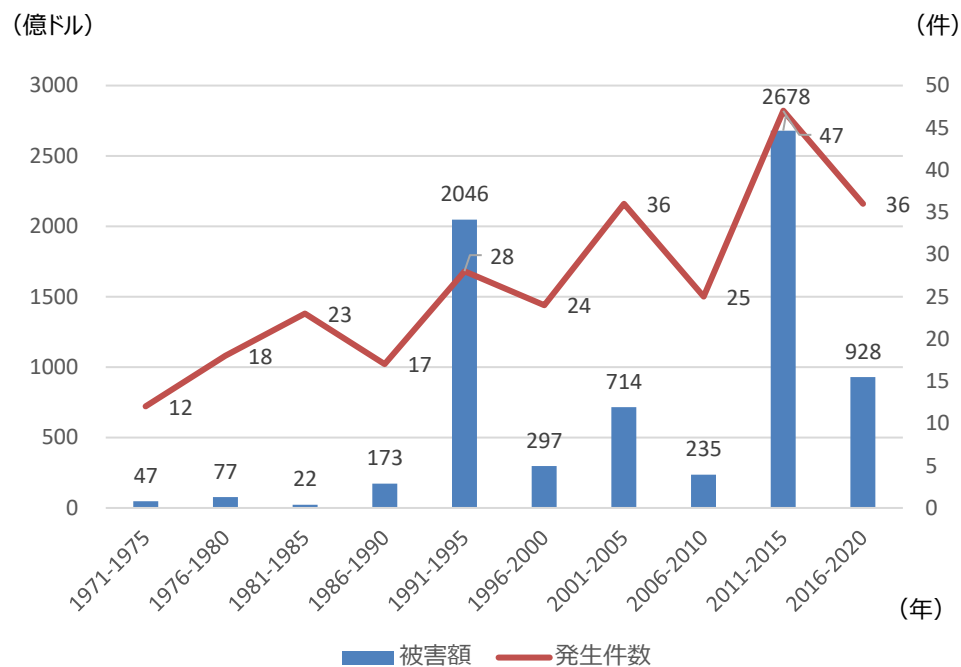
(参考1) 近年の災害の発生状況

- 自然災害は全国どこでも起こりうるものであり、近年は災害が頻発・激甚化する傾向が顕著。
- このような中、事前の防災・減災対策は、業種・規模等を問わず、全事業者が取り組むべき重要な課題。

【全国で頻発する激甚災害（平成28年以降）】



【我が国の自然災害発生件数及び被害額の推移】



資料：ルーバン・カトリック大学疫学研究所災害データベース（EM-DAT）より中小企業庁作成
 (注) 1.1971年～2020年の自然災害による被害額を集計している
 2.EM-DATでは「死者が10人以上」、「被災者が100人以上」、「緊急事態宣言の発令」、「国際救援の要請」のいずれかに該当する事象を「災害」として登録している。

(参考2) 事業継続力強化計画の概要

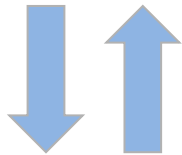
- 中小企業のBCP策定を促進するため、中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度。
- 認定を受けた事業者は、税制措置や金融支援等の支援策の活用が可能。

計画認定スキーム

中小企業 小規模事業者

※協力者として、大企業や
経済団体等も参画可能

①計画策定
・申請



②認定

経済産業大臣
(地方経済産業局)

事業継続力強化計画の記載項目

- 発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策
- 計画の推進体制（経営層のコミットメント）
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組

認定を受けた事業者に対する支援

- 防災・減災設備導入に対する税制措置
- 低利融資、信用枠拡大等の金融支援
- 補助金（ものづくり補助金）採択時の加点措置
- 認定事業者によるロゴマーク使用



地域未来投資促進税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

- 地域経済を牽引する企業の成長を促進すべく、**本税制措置の適用期限を2年間延長**。
- 地域企業のデジタル化促進に向けて、**措置の対象となる資産にソフトウェア等を追加**するとともに、**戦略的な産業群の維持・強化等に資する事業に対する重点的な支援**を行う。

現行制度

【適用期限：令和4年度末まで】

地域経済牽引事業計画（都道府県の承認）

都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

- ①地域の特性の活用
- ②高い付加価値の創出
- ③地域の事業者に対する経済的効果

課税の特例措置（国の確認）

- ①先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く）
 - 労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上等
- ②設備投資額が2,000万円以上
- ③設備投資額が前年度減価償却費の10%以上
- ④対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと

<上乗せ要件>（平成31年度以降の承認事業のみ）

- ⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
- ⑥労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上
- ※ サプライチェーン類型の事業は上乗せ要件の対象外。

課税の特例の内容・対象

- 地域経済牽引事業計画に従って行われる建物・機械等の設備投資について、下記の割合により、特別償却又は税額控除の適用を受けることができる。

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

- ※ 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円が限度。
- ※ 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。
- ※ 税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となる。

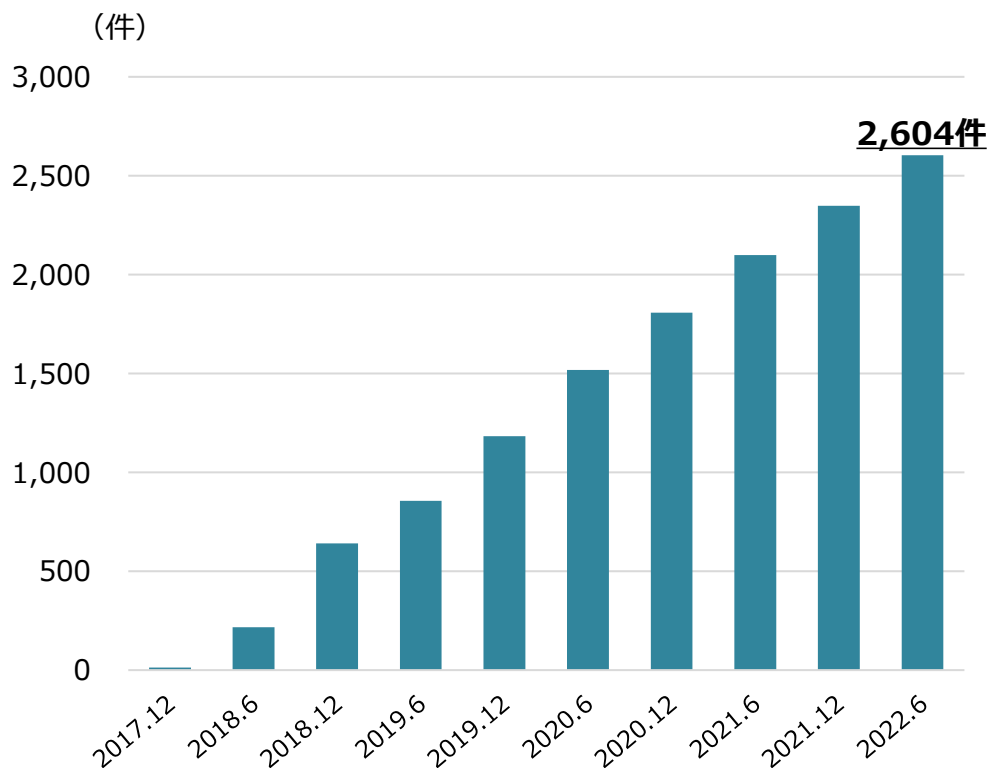
要望内容

- 適用期限を2年間延長する。（令和6年度末まで）
- 措置の対象となる資産にソフトウェア等を追加する。
- 戦略的な産業群の維持・強化等に資する事業に対する重点的な支援を行う。

(参考) 地域経済を巡る状況

- 地域未来投資促進税制の適用を受けるため、主務大臣による課税特例の確認を受けた事業は、2022年6月末までに、**全国で累計2,604件**となっており、本税制措置の**利活用ニーズは大きい**。
- **エネルギー価格や原材料費の高騰等を背景に厳しい経済状況が継続**。デジタル化促進に向けた**ソフトウェア投資**も含め、**本税制措置により、地域経済を牽引する企業の成長促進のための設備投資の後押しが必要**。

<地域未来投資促進税制に係る課税特例の確認件数（累計）>



出典：主務大臣による課税特例の確認実績に基づき経済産業省作成。

<設備投資を巡る国内各地域の声>

【設備投資全般に関する声】

- 半導体不足や中国のロックダウンの影響で受注環境の不透明性が高い中、**物流費やエネルギー価格の高騰**が収益を圧迫しており、**不急の設備更新案件はなるべく先送りする扱い**としている（広島[自動車関連]）。
- 欧州経済の不透明感が強まる中、**原材料価格や人件費の高騰**による収益環境の悪化を受け、**不急の維持・更新投資を延期**した（京都[電子部品・デバイス]）。

【デジタル化に向けた設備投資に関する声】

- 生産性の向上に向けて、生産現場に自動化設備を導入するほか、間接部門ではEDIツールの導入など**ソフトウェア投資に注力**していく（金沢[金属製品]）。
- 小売業は、慢性的な人手不足に悩まされているうえ、今後も**生産年齢人口の減少から一段と人手確保が難しくなる**とみている。このため、**自動発注システムなどの省人化投資**を積極的に進めている（釧路[小売]）。

出典：日本銀行「地域経済報告（さくらレポート）」2021年7月・2022年1月
2022年7月版より抜粋。

IV. 企業活動のグローバル化に対応した事業環境の整備

要望内容

- OECD/G20合意に基づき、グローバル最低税率課税（15%）が導入される場合、外国子会社の所得を本邦で課税するという点で類似する**外国子会社合算税制を簡素化し、企業の事務負担を軽減する。**
- 具体的には、外国子会社合算税制について、**①課税対象とならないことの確認に過大な事務負担が生ずるとの課題や、②現行制度における経済活動の実体を判定する基準に関する課題の適正化**を図る。

グローバル最低税率課税の導入（全世界売上が約1,000億円以上の多国籍企業が対象）

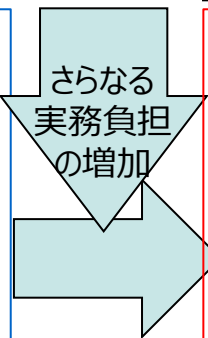
- ・軽課税国に所在する外国子会社の税負担が最低税率（15%）を下回る場合、外国子会社の税負担の不足分を、本国で合算課税
- ・外国子会社毎に国際ルールに基づき所得、税額を算出し、所在地国単位で実効税率を計算

現行

外国子会社を利用した租税回避を防止するため、租税回避リスクの高い所得を本邦親会社の所得とみなして課税。

<課題>

- ① **課税対象であるか否かを確認する企業数が多い。**
- ② **現行の経済活動の実体を判定する基準（経済活動基準）は、租税回避の防止という目的に照らし過度に厳しいとの指摘あり。**
- ③ 手続き期間が十分に確保されず、短期間での**情報・資料の収集が必要**



検討し得る見直しのイメージ

- ①CFC税制の対象となるか否かの確認
 - **確認対象企業の絞り込み**
（一例）租税回避リスクが低いと認められる一定の基準を満たす外国子会社を確認対象から除外する。
- ②本邦親会社への所得合算範囲の適正化
 - **経済活動基準の見直し**
（一例）物流統括会社特例の要件を見直し、実体のある外国子会社は配当・利子等の受動的所得のみ合算課税されるようにする。
- ③手続の見直し
 - 外国子会社の課税対象所得を本邦親会社の所得に**合算する時期の延長**
 - **両制度間における情報の共用**

(参考) 検討し得る見直しのイメージ

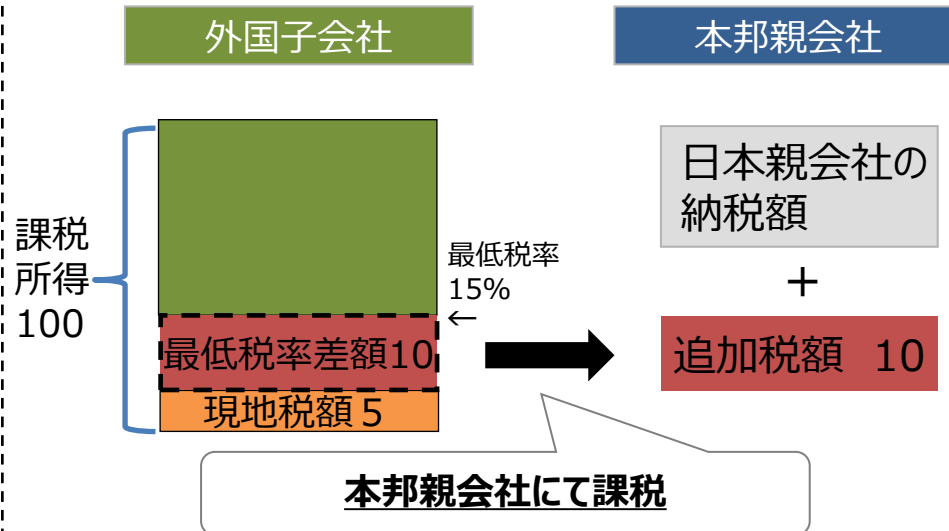
	現行制度	見直しのイメージ (例)
①CFC税制の対象となるか否かの確認	<p>本邦親会社が合計で50%超の株式を保有等する外国子会社 <u>一律で確認対象</u>となる。</p>	<p>租税回避リスクが<u>低いと認められる一定の基準を満たす場合には、確認対象から除外することで、課税されないことを確認することに要している企業の事務負担を軽減する。</u></p>
②本邦親会社への所得合算範囲の適正化	<p>(例) 本邦親会社が、外国 A に物流統括会社を置き、外国 B で事業活動を行っている場合</p> <pre> graph LR A[本邦親会社] --> B[物流統括 (A国)] B --> C[販売会社 (B国)] </pre> <p>経済活動の実体があっても、要件を満たせず、<u>外国子会社の所得全体が合算課税</u>されてしまう。</p>	<p>要件を見直し、経済活動の実体があれば、<u>配当・利子等の受動的所得のみが合算課税</u>するようにする。</p>
③ - 1 申告納税期限の延長	<p>(例) 外国子会社は12月決算、本邦親会社は3月決算の場合</p> <p>本邦親会社が<u>短期間 (約半年) で確認・納税手続きを行う必要がある。</u> (参考) 外国子会社の課税対象金額は、本邦親会社の事業年度終了の翌日から2ヶ月を経過する日を含む本邦親会社の事業年度の所得に合算。</p>	<p>本邦親会社のCFC税制に係る法人税の申告期限について、<u>通常の法人税の申告期限よりも後ろ倒しにする。</u></p>
③ - 2 両制度間における情報の共用	<p>最低税率課税とCFC税制の申告の基礎となる数値の計算は、<u>それぞれ独立して行う必要がある。</u></p>	<p>最低税率課税の申告の基礎となる数値の一部を、CFC税制の申告において<u>共用可能とする。</u></p>

要望内容

- 公正な競争環境の確保に資するグローバル最低税率課税が導入される場合には、制度の簡素化や明確化等により、日本企業への過度な事務負担の防止を図る。

<グローバル最低税率課税の概要>

例. 優遇税制により現地税率が5%の場合



- 全世界売上が約1,000億円以上の多国籍企業が対象。
- 現地に工場など実体のある経済活動の一部を除外。

<要望の具体的な内容>

①簡素化・明確化

- 「実施枠組み」(本年中にOECDより公表予定)に基づき、簡素な制度とする。

(一例) 最低税率課税のルールについて定めた「モデル・ルール」に基づき、本邦親会社とその連結対象となる外国子会社の収入や損益が一定の閾値を下回る場合には、その国・地域の実効税率計算を不要とする。

- 「実施枠組み」で明らかにされない技術的論点が生じる場合、国内法により明確化する。

(一例) 日本での納税申告時期について、納税情報の申告期限(初年度は、事業年度終了後18ヶ月以内)以降に設定する。

②導入時期

- 諸外国と足並みを揃える。

(参考) 経済のグローバル化・デジタル化に対応した新たな国際課税制度の経緯

- 一部の多国籍企業の税負担不足に対応すべく、2021年10月、OECD/G20において、**①グローバル最低税率課税**、**②市場国への課税権配分**、について、合意が実現。①は2023年に適用開始、②は2023年に多国間条約の締結を目指すとしている。

①グローバル最低税率課税

法人税の最低税率を設定し、海外子会社の不足分を本国で課税

- ① 最低税率は15%。課税対象となるのは、年間総収入金額7.5億ユーロ（約1,000億円）以上
- ② 外国子会社の課税対象所得から、外国子会社の有形資産簿価と支払給与の合計の5%を除外（当初10年は有形資産簿価の最大8%、支払給料の最大10%を除外する特例あり）等

②市場国への課税権配分

市場国に支店等の拠点を持たずとも、一定の売上有る場合は、市場国に課税権を配分

- ① 全世界売上高200億ユーロ（約2.6兆円）超かつ利益率10%超
- ② 超過利益（利益率10%を超える部分）のうち25%を、市場国に対し、売上に応じて定式的に配分
- ③ 英仏等の一部の国で導入済みの独自措置は廃止する方向 等

V. 制度整備・改善

V. 制度整備・改善

- 原料用途免税の本則化（揮発油税・地方揮発油税・石油石炭税）

原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。

- 租税条約ネットワークの拡充

日本企業による取引や投資の実態、要望等を踏まえ、我が国の経済の活性化や我が国課税権の適切な確保に資するよう、租税条約ネットワークを迅速に拡充すべくその内容や交渉相手国の選定について具体的な検討を行う。

- 印紙税のあり方の検討（印紙税）

近年の電子取引の増大等を踏まえ、印紙税の現代的意義を含め、そのあり方を抜本的に見直す。

- 申告・納税手続に関する制度及び運用に係る所要の整備

経済のデジタル化等を踏まえ、企業の事務負担軽減及び生産性向上に資するよう、申告・納税等に係る税務手続について、一層の電子化の推進も含め、利便性の高い制度及び運用とする。

- 事業再構築を容易にするための制度に伴う所要の措置の検討

事業再構築を容易にするための制度に伴い必要な税制上の措置について検討する。

V. 制度整備・改善

● 償却資産課税の見直し（固定資産税）

国際的に稀で、設備投資コストの上乗せとなる償却資産に係る固定資産税について、事業者の固定資産税の負担状況等を踏まえ、必要に応じて制度のあり方を見直す。

● 地方法人課税の見直し（法人住民税、事業税）

地方法人課税について、国・地方の法人税の改革において、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と其中での法人課税の位置づけを再検討することが必要とされたことを踏まえ、そのあり方を見直すことが必要。

● 事業所税のあり方の検討（事業所税）

事業所税は、人口30万人以上の市において課税されており、法人事業税の外形標準課税と課税標準が重複しているなど、過剰な負担となっていることから、そのあり方を抜本的に見直す。

● 小規模企業等に係る税制のあり方の検討（所得税、個人住民税）

働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

● 独立行政法人中小企業基盤整備機構法に掲げる業務に関する文書における印紙税の非課税措置の検討（印紙税）

機構法に掲げる業務に関する文書について、機構法改正に伴い助成業務の範囲が拡充されたことを踏まえ、印紙税法に基づく非課税文書の範囲を検討する。

V. 制度整備・改善

- 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入の拡充（所得税、法人税）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の令和5年度新規補助事業等を適用対象に追加する。

- 「成長志向型カーボンプライシング構想」の具体化の検討

今後10年間に150兆円超の投資を実現するため、成長促進と排出抑制・吸収を共に最大化する効果を持った、「成長志向型カーボンプライシング構想」を具体化し、最大限活用する。同構想においては、150兆円超の官民の投資を先導するために十分な規模の政府資金を、将来の財源の裏付けをもった「GX経済移行債（仮称）」により先行して調達し、新たな規制・制度と併せ、複数年度にわたり予見可能な形で、脱炭素実現に向けた民間長期投資を支援していくことと一体で検討する。

- 安定的な電力供給及び2050年カーボンニュートラル実現に向けた所要の措置

電力システム改革によって競争が進展した環境下においても、安定的な電力供給や2050年カーボンニュートラルを実現するため、電気事業の安定的な運営に向けた所要の措置を検討する。

- 退職金に係る税制のあり方の検討

個人の多様な働き方やキャリアの構築を一層促進する観点から、退職金の実態調査も含め、退職金のあり方に関する議論の一環として、退職金に係る税制のあり方について、検討を行う。

VI. 新設・延長・拡充

VI. 新設・延長・拡充

- FIT賦課金及び交付金に係る所要の措置（法人事業税）

電気事業会計規則改正に伴い、FIT賦課金及び交付金について、税制上の所要の措置を講ずる。

- 電気事業法等の改正に伴う所要の税制措置（所得税、法人税、消費税、個人住民税、法人住民税、事業税、固定資産税、事業所税、特別土地保有税、地方消費税）

「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案」の成立に伴う税制上の所要の措置を講ずる。

- 2025年大阪・関西万博の円滑な開催に向けた所要の措置（不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税）

2025年に開催する大阪・関西万博の円滑な準備及び開催に資するよう、過去に開催された国際博覧会を参考にしつつ、大阪・関西万博の参加者等に対して税制上の所要の措置を講ずる。

- 低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長（固定資産税）

低公害自動車の燃料供給インフラの整備を促進するため、水素充てん設備に係る固定資産税の軽減措置について、適用期限の延長（2年間）を行うとともに、大規模及び小規模設備のより一層の導入を促すべく、措置の拡充を図る。

- 電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置の拡充及び延長（事業税）

二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を確保するため、小売電気事業者の課税標準たる収入金額から託送料金相当額を控除する措置等について、適用期限の延長（3年）を行うとともに、配電事業に係る税制上の所要の措置を講ずる。

VI. 新設・延長・拡充

- 特定原子力施設炉心等除去準備金の延長（法人税、法人住民税、事業税）

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づき、廃炉等に必要な資金として積み立てた積立金額のうち、炉心等の除去に要する金額の損金算入を認める措置について、適用期限の延長（3年）を図る。

- 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長（登録免許税）

信用保証協会がその保証に係る担保として抵当権の設定登記等を行う際の登録免許税を、担保物件の内容にかかわらず一律に1.5/1,000に軽減する制度について、適用期限の延長（2年間）を図る。

- 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長（印紙税）

公的金融機関等が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者を対象に、特別貸付けを行う場合の印紙税を非課税とする措置の適用期限は、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、特別貸付が延長された場合には、当該実行期限まで延長する。

- 特定の用途に供する重油、天然ガス、石炭に係る石油石炭税の軽減措置の延長（石油石炭税）

苛性ソーダ製造業を営む者が自家発電の用に供する重油、天然ガス、石炭について、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例が適用されない本制度について、適用期限の延長（3年）を図る。

- 特定小型原動機付自転車に係る所要の措置（軽自動車税）

道路交通法の改正に伴い新たに定義された「特定小型原動機付自転車」について、税制上の所要の措置を講ずる。

VI. 新設・延長・拡充

- 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に対する固定資産税の特例措置に係る所要の見直し（固定資産税）

固定資産税に関する特例措置の対象業務の指定について、所要の見直しを行う。

- 平成30年7月豪雨における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の拡充（固定資産税）

被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内において、被災代替償却資産を取得した法人・個人事業主に対する固定資産税の課税標準の特例のうち、平成30年7月豪雨に係る措置の適用期限の延長（2年間）を図る。

Ⅵ. 共同要望（他省庁主管）

Ⅶ. 共同要望（他省庁主管）

- 福島国際研究教育機構に係る税制上の所要の措置（所得税、法人税、消費税、印紙税、登録免許税、法人住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税）

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和4年5月成立）に基づき、令和5年4月に設立を予定している福島国際研究教育機構について、税制上の所要の措置を図る。

- 福島国際研究教育機構への寄附に係る税制措置（所得税、法人税、相続税、個人住民税、法人住民税、事業税）

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和4年5月成立）に基づき、令和5年4月に設立を予定している福島国際研究教育機構に対する個人・法人からの寄附に係る税制措置を図る。

- 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）（所得税、個人住民税）

商品先物と上場株式等との損益通算を認める等、金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、市場機能を活性化することによって、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。

- 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長（法人税、法人住民税）

企業年金等の積立金に対する特別法人税を撤廃することにより、企業年金等の普及・充実を促し、高齢期の所得確保や勤労者の生活の安定を図る。

- 被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長（所得税、法人税）

東日本大震災に起因して取得等をした被災代替資産等に係る特例措置の延長（2年間）を図る。

Ⅶ. 共同要望（他省庁主管）

- 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長（所得税、法人税）

長期保有（10年超）の土地等を譲渡し、新たに事業用資産（買換資産）を取得した場合の課税の特例について、適用期限の延長（3年）を図る。

- 農林漁業用A重油に対する石油石炭税の特例措置（石油石炭税）

農林漁業の生産資材であるA重油の低廉かつ安定的な供給の確保等を図るとともに輸入品と国産品の競争条件のイコールフットイングを確保するため、農林漁業用A重油の石油石炭税の免税・還付措置について適用期限の延長（3年）を図る。

Ⅳ. 廃止・縮減

Ⅷ. 廃止・縮減

- 熊本地震における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の廃止（固定資産税）

熊本地震における被災代替償却資産に係る固定資産税の軽減措置については、適用期限の到来をもって廃止する。